資料１

北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業監視円卓会議

（第５５回）

議　　事　　録（案）

日　時：２０２２年６月１日（水）午後１時３０分開会
場　所：ＰＣＢ処理情報センター

１．開　　会

【事務局・中尾課長】

定刻になりましたので、ただいまから、第５５回北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業監視円卓会議を開催いたします。

本日は、皆様、お忙しい中、本会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。

私は、北海道庁の循環型社会推進課で担当課長をしております中尾と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、出席委員のご報告をさせていただきます。

本日は、室村委員と山本委員の２名がご欠席との連絡を受けております。

また、室蘭商工会議所の花村委員でございますが、先日、室蘭商工会議所より工業部会長をご退任されることに伴い、委員を辞任されるとのご連絡をいただきまして、辞任届出を受理してございます。現在、ご後任の委員に係る手続を進めておりますが、ご後任が決まるまで、商工会議所から推薦の委員は欠員となります。

このようなことから、本日は、１１名の委員にご出席いただいております。

次に、本日のスケジュールでございますが、会議はおおむね２時間半程度を予定しておりまして、１６時には閉会したいと考えております。皆様のご協力をどうぞよろしくお願い致します。

なお、本会議では、議事録を作成し、公表しております。ご発言の際には、マイクの使用をお願いいたします。

また、ご参加の皆様には、新型コロナウイルス感染防止対策へのご協力をお願いしております。マスクの着用や座席間隔の確保などについてご配慮いただきますよう重ねてお願い致します。

資料は、お手元に配付させていただいております。次第に配付資料を記載しておりますので、不足している資料等がありましたら、適宜、事務局まで合図いただければ幸いでございます。

それでは、開催に当たりまして、北海道環境生活部環境保全局長の竹澤よりご挨拶を申し上げます。

【事務局・竹澤局長】

北海道環境生活部の竹澤でございます。

この４月から環境保全局長を拝命いたしまして、ＰＣＢ廃棄物の処理に関することも担当させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

船水座長をはじめまして、委員の皆様、そして、関係機関の皆様におかれましては、大変お忙しい中、この円卓会議にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の会議では、前回に引き続きまして、福島県対策地域内の高濃度ＰＣＢ廃棄物の処理について議事とさせていただいておりまして、吉田先生から現地視察のご報告をいただ

きまして、また、環境省から搬入時期などに関するご説明をいただくこととしております。

そのほか、北海道事業の進捗状況等についてのご報告を予定してございます。

委員の皆様には限られた時間でございますが、忌憚のないご意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局・中尾課長】

続きまして、本日、オブザーバーとしてご出席をいただいております環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長の神谷様よりご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

【環境省・神谷課長】

こんにちは。

委員の皆様、それから、北海道、室蘭市の皆様におかれましては、ＪＥＳＣＯのＰＣＢ処理事業に日頃より多大なご指導とご協力を賜り、心より御礼を申し上げます。

今日、まず冒頭、二つご報告させていただきたいのですけれども、一つは、昨年の９月、環境大臣からＰＣＢ処理の立地自治体の方々に対して、この事業終了準備期間を活用したＰＣＢの処理の継続の要請を行っておりました。これについて、この３月、４月までに、北海道を含む各立地自治体の方々より、これを受け入れていただくという回答をいただき、昨日、ＰＣＢ処理基本計画の改定を行いました。これによって、準備期間を活用して、さらに各地域内でのＰＣＢ処理が徹底できるという体制が整いました。受入れ条件をいただいた中で、安全で一日も早い処理をというようなことをいただいております。これをしっかり守りながら、事業を進めてまいりたいと思います。

それから、２番目は、今、北海道さんからもご紹介がありましたように、福島県の対策地域内廃棄物の北海道事業所での処理についてでございます。昨年の３月以来、本件について、この監視円卓会議でも議論をいただいておりまして、いろいろいただいたご指摘を踏まえながら計画を練ってまいりました。昨年の１２月に、道知事と市長から、搬入を認めるというお返事をいただいたのですが、その際、対応すべき条件として、モニタリングデータの速やかな公表などを厳しく申し渡されたということでございます。これをしっかり守りながら、確実な処理を進めていきたいというふうに考えております。後ほど詳しい計画をご報告いたしますので、今日は、この点について、ご審議を賜れればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局・中尾課長】

ありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきます。

ここからの進行は、船水座長にお願いいたします。

２．議　　事

【船水座長】

それでは、どうかよろしくお願いします。

今日は、議事が３件、その他を入れて四つということになっておりますので、この順に進めたいと思います。

最初は、前回の円卓会議の議事録についてということでございますが、何かご意見はございますか。この内容につきまして、いかがでしょうか。

（特に発言する者なし）

【船水座長】

それでは、この場で了承したいと思いますが、いかがでしょうか。

（特に発言する者なし）

【船水座長】

ありがとうございます。

それでは、了承するということで、一つ目の議事録については終わりたいと思います。

それでは、二つ目の福島県対策地域内の高濃度ＰＣＢ廃棄物の処理についてということに入りたいと思います。

この議事に入る前にご相談したいことがあります。

それは、今日全体で４時ぐらいまでということで、時間が限られています。この二つ目の議事と３番目の進捗状況ということで想定されるとすると、多分、福島のほうのことで１時間半ぐらいで、進捗状況ということで２５分ぐらい、その他で２０分ぐらいのつもりがどうかなと思っております。ただ、福島の件については、吉田先生にお話をいただいたり、環境省から前回の円卓会議で出たことについての説明をいただいたりとか、幾つかありますので、時間が足りないといけないなと思っています。

ですので、ここで私からの提案なのですけれども、今日は、できるだけ委員の方にご意見とかご質問をどんどん出していただくことが大事かと思っております。まず、それを優先させていただいて、その上で、７月にもう１回、福島の地域のＰＣＢ廃棄物の処理に関することだけでこの円卓会議をもう１回やるという前提で今日はこういうことはどうですかというようなことをいろいろ挙げていただくことをメインで行きたいと思うのですが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

【船水座長】

これを７月にもう１回やるということを前提にして、今日の議論は進めたいということで、場合によっては、ご質問をいただいても、お返事をいただくより、ほかの委員の方からのご質問とかご意見をいただくことを優先させていただくかもしれませんが、そういうことでお願いしますというわけで、すみませんが、事務局のほうでもきちっとメモを取っていただき、どういう意見が出たということの整理をよろしくお願いします。

それで、勝手に７月という話をしてしまいましたが、一応それぐらいで、またもう一度やるようなことで想定できればと思います。では、そういうふうな感じで、この二つ目の議事について進めさせていただこうと思います。

それでは、早速、吉田先生、２０分ぐらいでお話をいただければと思います。よろしくお願いします。

【吉田准教授】

ご紹介をいただきました室蘭工業大学の吉田と申します。

私のほうで、昨年１１月１１日から１２日に視察した内容につきまして、お話をさせていただきます。

福島のＰＣＢ廃棄物の視察報告ということで、お手元の資料、小さい字のところはそちらをご覧ください。

まず最初に、今回の視察の目的ですけれども、まず、現地のＰＣＢ廃棄物の保管状況の確認ということで、北海道庁、それから、室蘭市の担当の方と一緒に、現地の状況を見てきました。

私のほうでは、特に焼却施設、そちらの中の排ガス中の放射性物質の濃度の測定と管理の状況の確認ということで、現地で実際にどういうふうにされているかということを拝見して、それを今回の室蘭でどういうふうにやるかという参考にしたいと思っていました。

今回視察した場所で、実はこちらにないところにも行ったのですけれども、時間の関係がありますので、今回は、福島県の南相馬市、浪江町、富岡町で、それぞれ一般廃棄物の焼却施設あるいは保管施設、それから特定廃棄物の埋立処分施設ということで、ちょっと用語が多いのですけれども、後でご説明させていただきます。

こちらの施設の視察につきましては、現地で、環境省の福島地方環境事務所、今日ご出席の水原様、谷口様には非常にお世話になりました。この場を借りてお礼を申し上げたいと思います。

それから、南相馬市、福島県の担当の方にも、現地でいろいろ助言をいただき、いろいろな案内いただきました。本当にありがとうございました。

それでは、視察の行程なのですけれども、これは簡単に、１１月１１日、１日目に、まず、クリーン原町センターという南相馬市の一般廃棄物の焼却施設に行きまして、そちらを午後に視察いたしました。そこで、まず、排ガスのモニタリングを拝見してきました。

その後に、今回、写真はご紹介できないのですけれども、実際に事業所で、いわゆる仮置場に置く前に保管している施設の状況を見せていただきました。これはごくごく普通の事業所です。そちらの状況を見まして、これが１日目です。

それから、２日目は、福島県の浪江町に移動しまして、減容化施設と仮置場、仮置場は後でこの用語を説明させていただきますけれども、災害廃棄物の仮置場で、そこにＰＣＢ廃棄物が今保管されております。

それから、請戸、昼食を取った後に、午後からも仮置場、最後に富岡町にある特定廃棄物の埋立処分施設ということで、こちらは、最終的にいろんな焼却灰、いろんな比較的濃度の高いものが最終的に保管されている施設を最後に確認してきました。

それでは、具体的に内容についてお話ししたいと思うのですけれども、これは、前回、昨年の１０月に環境省でご説明されたスライドから一部抜粋させていただいております。

特定廃棄物という言葉がございます。その中で、対策地域内廃棄物といいまして、こちらは浪江町を含む指定された区域で発生した廃棄物をこういう名前で定義されています。市町村から排出されるのですけれども、こちらは国が処理を行うと。

それから指定廃棄物。こちらは一つの目安として８，０００ベクレル、科学的なことは何回かこの会議でも説明されているので省略いたしますけれども、８，０００ベクレル／キログラムを超えるものを指定廃棄物と呼んでいます。その中で、もし１０万ベクレル／キログラムを超えてしまうと、これは適切に放射線を遮蔽した施設に保管しなければいけないので、通常の施設には持ち込むことはできません。今回はそういうものはございませんでしたけれども、これも国の処理で行うということです。

私ども室蘭市で今予定している福島県の対策地域からのＰＣＢ廃棄物ということは、基本的に対策地域内廃棄物に該当しまして、特に放射性物質による影響がないことを確認したものだけを持ち込むということになっております。

それでは、まず、南相馬市の視察の状況です。

これはクリーン原町センターといいます。現地でお話を聞かせていただきました。

まず、南相馬市内で発生した一般廃棄物です。これは、私たちが室蘭市で出したごみが西いぶり広域連合の焼却施設に行っているのと一緒で、そういう形で一般廃棄物を処理しております。

１日１０５トン、室蘭よりは若干小さいのですけれども、稼動が１９８８年ということで、焼却残渣と言うのですけれども、焼却して最後に残る灰のことを焼却残渣といいますけれども、これは、この施設の近くに処分場がありまして、埋立処分はされていると。

特にばいじんといいまして、これは、今日も環境モニタリングでそういう言葉は出てくるのですけれども、ばいじんと一緒にいろんな放射性物質がくっついていく可能性があり

ますので、そちらが一番懸念しているところなのですけれども、そちらをセメント固化して埋立処分ということで、汚染状態は、先ほどお話しした８，０００ベクレル／キログラム、つまりこれは、私たちへの影響が非常に小さいので、一般的に全国どこでも普通の処分場に入れることはできるというレベルなのですけれども、そういうことを確認されていると。もう埋立処分を開始されているのですけれども、さらに事故直後よりもどんどん下がっている、この８，０００ベクレルよりも下がっているというお話でした。

私どもの室蘭の溶融施設も同じような処理をしますので、実際に焼却施設でどういうふうに対策をされているかということで、これは環境省のホームページをお借りしまして、放射性物質としてはセシウムが放射線の出すそれのほとんどを占めていますので、こちらの対策をします。

廃棄物の施設なので、ちょっと複雑なのですけれども、ごみを入れて焼却をして、その排ガスの中に行ったちり、それを取るところ、バグフィルターとありまして、最終的には煙突から出るのですけれども、放射性セシウムというのは、非常に高温で燃やした場合にはガスと一緒に出てくると。燃やしたときにガスのほうにちりと一緒に移動するというふうに言われています。

その後に、バグフィルターといいまして、非常に細かい布のようなものなのですけれども、それを使って排ガス中の微粒子を非常に細かいレベルまで取ります。ですから、この時点でいろんな放射性物質があったとしても、ここで全部トラップしてしまうということで、このフィルターで捕捉された灰をばいじんというふうに言います。ひらがなで書いてあるのですけれども、ばいじんのばいは、煤煙の煤です。ここでまず放射性物質の影響を落として、そのばいじんはもちろんセメント固化をして、最終的には、先ほどの富岡町のところに行ったり、普通の処分場に行くケースもあるのですけれども、例えば、セメント固化いうふうな処理をして、溶出がしないようにしています。

大切なのは排ガス中の放射性物質濃度を測定するということで、これが一番大事なところで、これを各地でやって、今、モニターして、これから室蘭市の施設でもやるというふうになっています。

クリーン原町センターの処理概要、これはパンフレットをお借りして示しているのですけれども、事故直後から、やはり一般廃棄物にもいろんな放射性物質の影響を受けたものがありましたので、一定レベルで高いかもしれないということで測定はされていたようなのですけれども、現在はほとんど下がって、非常に安全なレベルになっているということで、通常の私たちが出しているごみと同じような処理をされています。

もちろん、ただ、こちらのほうは、排ガス中の放射性物質を２４時間連続測定されているということで、後で写真を見せますけれども、そういう形でモニターをして、放射性物質が煙突から出ないことを確認していると。もちろんバグフィルターによってフィルターで中のちりを落として、ばいじんはきちっとセメント固化をして埋立処分するということをされておりました。

これは、実際の写真なのですけれども、ごみの投入口が左側にあります。これが煙突、左がちょっと見えにくいのですが、こちらに測定器がついていまして、こちらの下のほうで連続測定のデータを取っているということです。

実際に、ここのモニタリングステーションのところに、いわゆるモニタリングポストがありまして、ちょっと写真では見にくいのですけれども、私が持っていった放射性の空間線量を測るやつ、これで今０．０２９という数字になっているのですけれども、現地で測定したときには０．０６９ということで、私たちが生活しているレベルとほとんど変わらないところということを確認しております。

もちろんこういう状況で、福島のいろんな市町村ではこういうモニタリングポストがたくさんありまして、私の研究室で測ると、ちょっと見えないのですけれども、０．０６１ですので、室内にあるといろんな物質の影響を受けますので、ちょっと高くなります。ですから、０．０７というレベルは、私たちが普通に生活しているレベルとほとんど変わらないということになります。

もちろん、この周辺では、モニタリングポストということで、放射線のレベルを、これはホームページをお借りして、放射線の測定マップというのがあるのですけれども、常にモニタリングポストで測定をしていると。私が現地で測定したレベルは０．０６９だったのですけれども、確かにこちらのモニタリングポストで、最近のデータでも大体同じですので、大体このようの簡易的なレベルのものでも十分測れるということは分かりました。実際にこれはいろいろなところで移動しながら現地を視察いたしました。

運営管理状況なのですけれども、結局、福島第一原発事故の直後から、指定廃棄物、先ほどの８，０００ベクレル／キログラムを超えるものがやっぱり発生したということで、それらも全て保管ということで、処分場のところに容器をつくって保管されていたということでした。

２０２０年の１１月以降は、やっとその汚染レベルがだんだん下がってきて、近接する埋立処分を再開して、今、焼却施設自体は通常の稼働になったということでした。

もちろん１か月に１回は必ずごみ中の放射性物質の濃度を測っておりますし、それから、排ガス中の放射性物質の濃度の連続測定もされていると。それから、焼却残渣とばいじん中の放射性物質の濃度も測って、さらにその処分場、灰を埋めたところの周辺の地下水も測るということで、非常に厳重なモニタリングをされているということでした。

次に、福島県浪江町に移動しまして、仮置場、埋立処分場、焼却施設を見てまいりました。

災害廃棄物の仮置場というのがあって、ご存じではない方もいらっしゃるので簡単に説明するのですけれども、私どものいろんな自治体で災害が発生したときには、いろいろなものが混じっていますので、それを一度仮置場というところに持っていきます。そこで一次仮置場、二次仮置場というふうに二つあるケースもありますし、１か所のケースもあるのですけれども、例えば、胆振東部でも、やはり市内のあちこちにこういう仮置場を置い

て、そこからもう一つの仮置場に持っていくというようなことしていたのですけれども、この仮置場というのは、いわゆる災害廃棄物のいろんなものが集まるところです。そこの一角を借りてＰＣＢ廃棄物を置いておられるという状況でしたので、仮置場という言葉はこういう意味があります。

現地の状況なのですけれども、私が車の途中で写真を撮ったところですね。もちろん、今、浪江町の周辺は、ほとんどの家屋がない状態で、非常に広大な土地が広がっている状態でした。

私どもで説明を受けまして、ちょっと見づらいのですけれども、手元の資料であると思うのですが、黒いフレコンバッグがたくさん積んである状態です。まだまだ災害廃棄物が残って、これから処理をするという状況です。

ＰＣＢ廃棄物の保管施設はこの一角にありまして、その中にきちんと表示をされて現地で厳重に管理されていると。それから、保管庫の中に整然とこういうＰＣＢ廃棄物が保管されているという状態で、密集してあるというよりは、本当にある程度間隔を置いて保管されているという状態でした。

実際にその中で、これは、室蘭市さん、それから、道庁の担当者の方が実際にデモンストレーションされたということで、前回ご報告いただいたのですけれども、こちらで実際の放射能のレベルを測ると。もちろん、この真ん中のところがちょっと見づらいのですけれども、やっぱり表面についているケースがあるので、それを削って放射能のレベルを下げるということも一部の機器でされていました。その研磨をして、その後に測定をするということで、こういう手間を非常に数多くのものについてされて、一定レベル以下のものだけを持ち込むということをされるということは現地でよく分かりました。

浪江町の仮置場の仮設の焼却施設というところ、こちらのほうに次に行きまして、これは先ほどの続きで、一般的な放射能をある程度含む廃棄物の焼却施設のもう一つの例です。

こちらは、非常に多様なものが入りまして、津波瓦礫、被災家屋の解体によって木材とかいろんなものが出ますので、片づけごみ、除染廃棄物とか、いろんなものをここで処理をしています。

こちらでは減容化といいますけれども、実際には焼却をして容量を減らしているということで、もちろん、搬入車両のところでは放射能のレベルを測っていますし、排ガス中の濃度もきちっと測っていると。それから、特に先ほど話したばいじん、それが排ガスとして大気中に出る可能性があるのですけれども、そちらについても測定を実施していると。

今、出てきたものについては、灰については、８，０００ベクレルをちょっと超えるケースもあるのですけれども、先ほど話した１０万ベクレルという非常に高いレベルで、これは特殊な処理をしなければいけない、施設で管理しなければいけないものなのですけれども、そういうものにはなってないということでしたので、通常の特定廃棄物の最後の処分場に行くということになります。

もちろん、周辺の地下水、雨水も測って、それはホームページで公開されています。

これが実際の施設で、これは焼却施設で仮置きですので、野外という言葉が手元の資料で抜けていたのですけれども、こういうふうに野外に焼却場をしつらえる、仮設ですので、一時的にやるということでこういう形になっています。屋内ではこういう形で運ばれたものを処理するという状況になっていました。

もちろん、こちらも、繰り返しになるのですけれども、搬入時に搬入車両の放射線を測って、まず安全性を確認すると。それから、排ガス中の放射線の物質の連続測定もして、もちろん、ばいじんの回収をきちんとして、それを最後にきれいに安全に処分するということをされていました。

これが浪江町の焼却施設のご案内でした。

こちらは、随時測定されたデータ、室蘭もこういう形にされると思うのですけれども、焼却灰、ここに主灰と書いてあるのですけれども、焼却した最初の灰と、先ほどのばいじん、飛灰と呼ぶこともあるのですけれども、それから、排ガス、それぞれについて測定を１か月ごとにされていまして、毎月１回ばいじんを捕集して測定ということで、これは室蘭でもされることになります。ＮＤが非常に多いのですけれども、これは検出限界以下ということで、非常に低いレベルだということを確認されているものです。

次に、最終的にどこに行くかということで、これは実は室蘭には関係はないのですけれども、特定廃棄物埋立処分施設を最後に視察いたしました。

こちらは、指定廃棄物、それから、対策地域内廃棄物の福島県で発生したもので、１０万ベクレルを超えてしまうとここには入れられないのですけれども、それ以下のものが入っているということで、比較的、焼却灰とか飛灰は、放射線の濃度が高いので、それはこちらに持ち込まれております。もちろん、搬入時、そのときもやっぱり搬入車両のモニタリングをされていまして、最終的に、セメントで固化して、特殊な袋に入れて保管している状態です。もちろん水に接しないように、雨水にも接しないような状態でやっていると。表面はモルタル、コンクリートで水が入らないように遮水をしていると。もちろんこの周辺でも、地下水、それから、排水される水のモニタリング、放射性物質の濃度測定、必ずホームページを通じて開示されているということです。

実際の写真、このような状況で、これは搬入車両が入っているところで、放射能のレベルを測るのですけれども、本当に、車両のちりとか、タイヤの下とか、そういうところまで測っておられました。非常に細かいとこまで測っておられて、もちろんいろんなところを走ってくるので、非常に厳しいチェックをされていました。

表面は雨が入らないモルタルで埋めていまして、これは埋立て途中のパネルの写真で、ちょっと見づらかったのですけれども、埋立てが開始した頃はこんな感じだったということです。

こちらは、実はその近くにリプルンふくしまという施設がありまして、そちらは、こういう特定廃棄物の埋立がどうして必要か、実際にそれをどういうふうに安全に処分してい

るかという説明をする施設だったのですけれども、そちらにも寄ってきたのですが、そちらでは、近くで見ましたけれども、１メートル四方で、真四角で、積んだときに非常にきれいに積まれるような形の容器がありました。こういう形で、最終的に焼却して残ったものは安全に処分されるということで、最後にこちらに行きました。

今までの結果をまとめました。プラズマ溶融炉で、実際にＰＣＢ廃棄物の処理を、福島の対策地域から来たものを処理するのですけれども、もちろん排ガス中の放射能測定をきちっとするということで、基準を下回ることを常に確認すると、まずこれが大事なことです。

それから、排ガス中に、煙突を通じてやっぱり外に出るのではないかというご懸念を持たれる方も多いと思いますので、もちろん中のばいじんをできるだけバグフィルターで十分捕捉して、これは全国的に行われていることなのですけれども、その精度を上げて、測定も精度を上げてやると。

この点の話は今日の会議でも一部ご説明があると思います。ばいじんは非常に少ない量なのですけれども、０．０００１グラムです、１立方メートルで。本当にちりの１個よりも小さいものなのですが、そういうものを捕集して測定できるという十分な精度がありますので、十分そこは対応できるだろうと。

最終的に、回収されたばいじんは、この北海道内ではなくて、福島県に戻して埋立処分されるということですので、安全処分されるということです。

こういうモニタリングを通じて安全な処理を行うということで、今までの施設を見て、もちろん測定はするのですけれども、その結果を開示して、いかに周辺の住民の方にこういうデータを開示して、もちろんリプルンふくしまのように、実際に施設があって、説明を分かりやすく見ることができる施設もあるのですけれども、室蘭でもやはり定期的な説明が必要だということで、リスクコミュニケーションといいますけれども、そういうことが必要だと思います。

ここから先、ちょっと残りの時間を雑感ということで、皆さんのお手元の資料にはございません。私の個人的なことですので、南相馬市に、私ども、そこで宿泊したのですけれども、普通の生活の様子に見えました。これは当たり前のことなのですけれども、本当に普通の生活でした。もちろん、お話をすると、避難区域の中でやはり住民が戻ってきていないというお話もされていました。

地元の新聞を見ると、放射能の空間線量の測定のデータがありまして、やはり身近にそういう放射性物質の影響を受けている中で生活されているのはよく分かりました。ですから、適切なモニタリング、そういう注意喚起というのは、普段から行われていると。

今回紹介はできなかったのですけれども、一般事業所でＰＣＢの廃棄物が保管されていましたけれども、それは本当に普通に生活されているところに、私ども、例えば大学とかでも、ちょっと離れたところにＰＣＢ廃棄物を置いておくのですけれども、全くそういう状況です。ですから、すぐ近くで普通の生活をされているような状況のところに普通のＰ

ＣＢ廃棄物と同じように置くということで、もちろんそういう形で置かれているところもあると。

それから、浪江町のところは、復興はかなり進んでいるようには見えたのですけれども、やはり災害廃棄物の撤去後の広大な土地が残っているということで、まだまだ災害廃棄物が残っていますし、これから復興まではかなり長い道のりだということはよく分かりました。

やはり地元でこういうＰＣＢの廃棄物は処理することができませんので、そういう搬入をして、いかに早くこういう処理を進めるかということを非常に実感いたしました。

以上で、私の現地を見てきた説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【船水座長】

どうもありがとうございました。

それでは、今ご説明いただいたことについて、ご質問のある方はお願いします。

【○○委員】

先生が行かれたときには、まだたくさんの安定器などのデータがなかったのですが、今、かなりたくさんのデータが３０日に私のところへ届けられましたけれども、このものと先生が見られたのは別のものを見たのですか。

【吉田准教授】

私、本当の廃棄物の実態は、視察の様子は見ていたのですけれども、それがどこの場所のものでというのは拝見していなかったので、それは道庁に確認したいと思うのですけれども、基本的には、あそこのリストの中のどれかを、実際に現地に置いてあるものを私たちが実際に見たと、そこで実際に測ってみたということです。

【○○委員】

リストは１，２００幾らというふうな値でしたね。それが置かれていたところを見てこられたわけですか。

【吉田准教授】

そうですね。この仮置場で大体、リストが、大量のページがあったのですけれども、私は時間が十分になかったので、全部はもちろん見ることができなかったのですが、かなりの数、現地にそれぞれの仮置場で置いているものは時間の許す限り見て、それから、道庁、室蘭市さんは、実際にそこで保管されている台帳を見て、実際にそれがきちんと管理されているかというのを確認されておりました。

【○○委員】
これを見たら、ここに出ているやつもその中に入っていたもので、３００ほどデータが出されていたのですけれども、前からね。だから、その残りのものがあるというふうに考えられるわけですか。

【吉田准教授】
道庁からお答えいただいてもよろしいでしょうか。

【事務局・中尾課長】
今、吉田先生がおっしゃったように、まだ仮置場に集約途中でありましたので、今日の資料のリストのうちの一部が集約されている状況の中、１１月現在で私たちはその保管状況を確認してまいりました。

【○○委員】
これは、その前に発表されたものもこの中に入っているのですか。

【事務局・中尾課長】
はい。

【○○委員】
分かりました。どうも。

【吉田准教授】
ありがとうございます。

【○○委員】
丁寧なご説明をどうもありがとうございました。
基本的なところで教えていただきたいのですけれども、今回、３か所のそれぞれの場所で視察された内容を、今回の室蘭での処理とどのように結びつけて考えればいいのかというところの説明を少しいただけると、この視察の結果がより分かりやすいかなと思ったのですけれども、お願いいたします。

【吉田准教授】
まず、基本的なところなのですけれども、もちろんこの災害廃棄物の仮置場に持ち込まれているものを全部集約して、それから北海道に出荷されるということなのですけれども、まず、そのときに全部の表面密度を測ると。それで全部測ると。実際に私どもが見て、

どういうふうに測定されているのか、それを実際に測るとどういうレベルが出るかというのを視察いたしました。

今日の資料にも、側面、上面、何点かあったのですけれども、６面あります全部を測るのですね。１個ずつですけれども、非常に大変な作業です。１，０００個近くありますので、それで現地で確かに測って、実際にそれと同じようなレベルが出ていましたので、恐らく全く同じような手順で、現地で測る。つまり、現地でもれなく全部測ると。

もちろんそれにずっと立ち合うわけにはいかないのですけれども、もちろんそういう測定法を私どもで、道庁、室蘭市のほうで確認していただいて、あと、それがどういうふうに管理されてどこから来たかというのを台帳で確認して、まず由来を確認すると。

その上で、また出荷するときにチェックをして持ち込まれるので、そこまでのチェックのところは行政のほうでしていただく。

そこから先は、焼却施設に１回運んで、焼却した後は、今度は科学的なお話になるのですけれども、結局、その廃棄物を焼却して、その放射性物のほとんどは焼却灰と飛灰に行きます。もちろん一番懸念しているのは、やっぱり飛灰のほうに行ったときに、取れない分でスルーして、そのまま大気中に出るというのが、一番ご懸念があると思うのですけれども、これは、先ほどの環境省の一つの仕組みでお話をしたのですけれども、焼却施設のほうでいかに灰をぎりぎりまで取って、その灰が煙突から出ないかと。その測定をして、モニタリングをして、ここの中のばいじんで放射性物質の濃度が上がらないかどうか、ずっとチェックすると。これは現地でもされていたのですけれども、全く同じ手順でやって、今、十分そういう安全な処理が行われていますので、それに倣ってやるということで、そういう手順は今回確認できたのではないかなと思います。

【船水座長】

ほかに何かご質問はありますか。

【○○委員】

８ページの左下のところに、ごみピットで、かつては放射能レベルの確認をしていたけれども、現在は未実施というふうなコメントがあるのですが、昔、台湾で、線源容器を誤ってスクラップとして電気炉に入れてしまって、それで、この鋼材でビルを建てて、ビルで非常に放射能レベルが高いというような事例があって、日本でも、特にこのスクラップを含めて、搬入する段階で放射線レベルをチェックするというふうに強化されてきたという記憶があるものですから、ここのところでのピットで測定するという前段でのトラックで運んでくる段階でのチェックとかというのは何かかつてはされていたのでしょうか。これは事故後ですけれどもね。

【吉田准教授】

私どもが現地で、クリーン原町センターの南相馬市様の担当者の方からお聞きした段階では、要するに、今おっしゃったように、搬入した車両ごと測ると、搬入したもの自体の全体の濃度が上がるかどうかということで、多分、当初はそういう懸念があってずっとそういう測定をされていたのですけれども、今はそれをやめて、実際に燃やすときは、必ず１か月に１回ぐらいごみ質を測らなければいけないのですね。それで、恐らくごみ質で測る、ピットからサンプリングして、これは室蘭市の西いぶり広域連合でやっているのですけれども、その中から幾つかピックアップして、それの濃度を測ると、それはされていると。

ですけれども、クリーン原町センターは、放射能レベルはもうずっと１０年近く測られて、ずっと下がって、not detected（検出されず）という形で非常に低いということで、それはもう必要ないと。ですから、あとは定期的にピットの中にあるものを測るということをされています。

ただし、浪江町の仮設焼却炉のほうは、これはいろんなものが入ってきますので、まだ、先ほどお話ししたように、８，０００ベクレルを超える可能性があると、１０万ベクレルは超えないと、そういうチェックはしなければいけないので、車両については必ず連続測定、施設も非常に大きな施設がいるので、大変なのですけれども、そういう施設になっています。いわゆる一般廃棄物焼却施設で、安全なものはそういう形で簡易的に、これは全国いろんなところで、影響を受けた可能性のあるところは同じようにやっていると思うのですけれども、車両まではチェックしていないと。ただし、浪江町のようなある程度高いものがくるときは、おっしゃったような仕組みはそのまま残っているということになります。

【○○委員】

今のご報告の中身とは直接関係はないのですけれども、今後の質問の中で必要なことだということでお聞きしたいのですが、吉田先生の報告、これは今回初めて出されたわけですよね。

私らが道のほうに、有識者の方々からの正式な報告とか、あるいは、そういう文章とか、そういう形できちっと受けた上で判断したのですかという質問をしたことに対して、お答えとしては、リモートで各先生から道でその報告を受けたと聞いたので。これは事実でしょうか。

【吉田准教授】

そうです。電子メールも使いましたけれども、Ｚｏｏｍというものでお互いに話をして、コミュニケーションを取りました。

今回発表したものは、学生への授業資料をつくるみたいな形で、かなり簡易的に写真もたくさん入れてということだったのですけれども、基本的には、先ほどのばいじんのとこ

ろの管理、特に一番議論させていただいたのは、ばいじんのところのレベルをもっと、先ほど、０．０００１という数字があったのですけれども、前回のモニタリングでは０．０００２という数字だったので、一般的にはもっと下げられるのではないかというところは特に問合せをさせていただいて、溶融施設の場合はそういうレベルで測れているので、その辺のレベルは上がると。

私が一番懸念しているのは、やっぱり溶融施設の運営管理のときに排ガス中にスルーしてしまうというのが一番懸念ですので、そちらは特に何回もやり取りをしまして、こういう形でばいじんの測定をしたほうがいいのではないかということはいろいろ議論をさせていただきました。

【○○委員】

分かりました。

それで、確認なのですけれども、道の文書管理規定を見ますと、そういうやり取りを道の職員はきちっと記録を残して、そして、それを複数で確認をして、なおかつ、やり取りの相手に対して、最終的にこれでよろしいですねという確認をすることになると思うのですね。

これについては、先生、実際にそういう形になりましたか。

【吉田准教授】

当時の担当の方に、前任の方なのですけれども、Ｅメールで何回かファイルをやり取りして、こういう形で最終的に、公開されている資料なのですけれども、そこにこういう形で私の意見を書かせていただくということで、そんなやり取りして、そのＥメールのやり取りが記録だと言えば記録なのですけれども、それは相当回数やりまして、最終的に私は公開する文書はこういう形だというものを確認しております。

【○○委員】

分かりました。ありがとうございます。

この後の問題については、道と我々市民との間の信頼関係の問題も含めてありますので、別な時点で質問させていただきます。ありがとうございます。

【船水座長】

ほかにいかがですか。

吉田先生、僕が一つ聞いてもいいですか。

７ページの図の中に、排ガス中の放射性物質濃度を２４時間測定していると。これはどうやって測定しておられるのですか。

【吉田准教授】

私が写真でご説明はいただいたのですけれども、この煙突の近くに、ここはちょっと写真が見づらいのですけれども、ここのところに煙突からずっと中の多分ダクトが続いてきて、ここでばいじんを取って測定しないといけないので、排ガスの煙突の中に測定器を入れると多分壊れてしまいますので、そこからばいじんを連続的に引いて、そこで残ったものをここで連続測定して、ここに装置があるのですけれども、そういう形だという理解でした。

環境省のほうで、もし補足でご説明のできる方がいらっしゃったら。

一般的な煙突の中のばいじんの放射能のレベルの連続測定というのはちょっとあまり見たことがないので、恐らくばいじんの中の放射性物質を測ることは必要なので、ばいじんを連続的に取って、それを定期的にカウンターで測定するという方法です。

【船水座長】

イメージは、煙突から煙といっていいのですか、それを引っ張ってきて、そこでばいじんだけを集める努力をして、例えば、１時間引っ張って、仮にですけれども、フィルターの上に残ったものについて放射線のレベルを測っているということですか。

【吉田准教授】

はい。

【船水座長】

それを連続で測るというのは、１日に何回、例えば、１時間引っ張って集めてから測るのだったら２４個データが得られるのですけれども、そんなような感じですか。

【吉田准教授】

先ほどの、幾つかの施設、全国でもやっていると思うのですけれども、西いぶりでもやっていますけれども、基本的には、排ガスから定期的に、例えば３０分とか１時間かけてばいじんを集めて、非常に少ないので、そこで集めて、それを１か月１回繰り返しながら測定するというのが一般的なのですけれども、それを、今、先生がおっしゃったように、連続的に取っていって、その連続という意味は、どこまで、何時間ピッチで測るのを連続と呼ぶのかというのは、もちろん１秒ピッチではないと思うのですけれども、そこまでは技術的には確認していないので、聞いてみます。

【船水座長】

では、このクリーンセンターでは、毎日何時頃かに排ガス中の濃度は幾らだったよというデータをずっと集められるということになっているということですか。

【吉田准教授】
そうです。

【船水座長】
分かりました。
では、それはここでもやれることなのですね。

【吉田准教授】
ただ、実際にお話を聞いたときは、ここのシステムはコストが非常に高いので、維持管理も非常に大変なので、やっぱり安心・安全のためにやってはいるのですけれども、基本的な焼却施設の考え方は、定期的に測って、ほかのもので測っておいて、例えば一酸化炭素とか、そういうものでコントロールして、それで測ってばいじんが出たりするところを見つけて、高くなっているのかチェックして、１か月に１回は実際のばいじんを測るということなのですけれども、こちらの方式を実際にやったら、何千万円とおっしゃっていたのですけれども、かなりコストが高いので、そこまでは全国どの施設にもつくるということはできないと。
これは特定廃棄物の地域だからある程度やっていることなので、私どものところでは入ってくるものの濃度が非常に低いことは分かっていますので、そこまでのことをするよりは、むしろそれ以外のことのほうが大事で、いかに定期的に測定をするか、正確に測定して、ばらついたら困りますので、サンプリングも当然精度を上げるとか、そちらのほうの仕組みに手間をかけて安全性を担保するという方針かなと思います。
お答えになっているかどうか。

【船水座長】
ありがとうございます。
それでは、おおよそ時間にもなりましたので、吉田先生の報告を終わりにしようと思います。
先生、ありがとうございました。

【吉田准教授】
ありがとうございました。

【船水座長】
それでは、続いて、議事の２番目のイ、前回の円卓会議での質問に対する報告等について、これは北海道とＪＥＳＣＯからということになります。

まず、続けてご説明をいただけますでしょうか。よろしくお願いします。

【事務局・南部主査】

北海道庁の南部と申します。

それでは、初めに、資料２についてご説明させていただきます。

前回の会議におきましては、時間の都合上、座長から、会議中に応えきれない質問については、次回資料にまとめてお答えするという形の対応をお示しいただきまして、実際に幾つかのご質問について、次回文書でご回答をというふうなご指示を受けていたところでございます。こちらの資料は、前回の会議の中で回答したものも含めまして、一部その回答を補足して取りまとめたものでございます。

質問と回答は１５件ございますので、順に概要をご説明させていただきます。

まず１番ですが、現地確認に行ったときの保管場所は当時１９か所あったのですけれども、南相馬だけを現地調査しており、残りの１８か所は確認していないので、これをもって安全とは言えないのではないかというご質問の趣旨と理解してございます。

前回も一部回答させていただいてはおりますが、環境省は、全ての処理対象物について、表面汚染密度を測定するとしているところでございまして、こうした処理方針が遵守される限りは、安全性は確保されるものと考えているところでございます。道としても、しっかりと確認してまいる所存でございます。

続きまして、２番の中央環境審議会の考え方に合致しないのではないかというご質問ですが、こちらは、環境省から、特措法の基本方針では、現行の処理体制、施設等を可能な範囲で積極的に利用することとされており、ＰＣＢ廃棄物処理基本計画に基づき、安全が十分に確保されている高濃度ＰＣＢ廃棄物について、ＪＥＳＣＯ北海道事業所で処理するものという回答をいただいているところでございます。

続いて、次のページ、３番をお願いいたします。

３番につきましては、前回の道のまとめ資料についてでございますが、任意にしか意見が抽出されていないというようなご指摘でございます。また、議事録を確認させていただきますと、そういったご意見が顧みられていないというご指摘も受けております。

前回の道の資料につきましては、資料の取りまとめの関係上、全てのご意見を掲載するということはしておりませんが、この円卓会議の議事録については、室蘭市でも公開していただいておりますし、住民説明会の結果等については環境省のウェブページで公開していただいているところでございます。

環境省からは、これらのご意見について、十分に検討し、処理方針へ反映したという説明を受けておりまして、道としても、可能な範囲でご意見を反映していただいているものと考えているところでございます。

続いて、４番の機器の形式等の全ての資料についてでございますが、前回のやり取りにおいて、データの有無について、議事録上でもボタンの掛け違いが確認でき、大変恐縮な

のですけれども、道では、前回または昨年の現地調査の時点で、環境省から、機器の形式の一覧の提供を受けていたという事実はございません。

なお、お求めの資料ですが、今回、現時点での一覧として、環境省から資料２－４の別紙としてご提供がありましたので、後ほど環境省からご説明がいただけるものと思います。

続いて、５番でございます。公文書については、前回回答させていただいたとおりでございます。それをまとめてここに記載させていただいております。

６番、現地調査に同行した有識者の選定について、会議の意見が尊重されていないのではないかとのご質問と理解してございます。

有識者への意見聴取は、前回の会議においてその趣旨をご説明させていただいたところですが、放射線化学や廃棄物処理に関する専門的知識を有する専門家に、環境省の示す安全対策に基づき処理を行う場合の放射性物質の影響などについて確認させていただいたものでございます。

廃棄物の処理については、ご承知のとおり、廃棄物の専門家として吉田先生にお願いいたしましたが、吉田先生は円卓会議の副座長でもございますし、結果としては、前々回第５３回でいただいたご意見を踏まえた形となっているものと考えてございます。

続いて、７番目、同じく現地視察はもう少し大人数でもよかったという点でございますが、こちらはご意見として承ります。現地確認の結果については、先ほど吉田先生からご報告をいただいたとおりになってございます。

続いて、８番、保管場所において、どのようにＰＣＢ廃棄物の確認を行っているのかというご質問に対しましては、環境省から、事前に現地調査を行い、数量や保管状況の確認を実施しているという回答をいただいてございます。

９番の現地確認をした以外の１８か所の保管場所にも放射性物質に汚染されたＰＣＢ廃棄物があるのかというご質問につきましては、先ほども同じようなご質問をいただいていたと思いますが、処理対象物の一覧につながるご質問かと思います。こちらにつきましては、後ほど環境省から一覧のご説明をいただく予定となってございます。

続いて、１０番のＰＣＢ廃棄物の保管方法についてでございます。確かに現地ではＰＣＢ廃棄物を保管する容器としてペール缶も利用されてございますが、法に基づく保管基準を満たしている限りは、こうしたペール缶等での保管も認められているものと考えてございます。

続いて、１１番、ばいじん測定に係る精度の件についてです。先ほど吉田先生からもコメントをいただいたものでございますが、こちらは後ほどＪＥＳＣＯからご回答をいただくこととしております。

続きまして、次のページになります。１２番の福島県対策地域内のＰＣＢ廃棄物に係る震災前の届出数などについてですが、こちらにつきましても、環境省から、別紙として資料提供がありますので、後ほどご説明をいただければと思ってございます。

１３番、１４番のスケジュールの変更はないのか、また、輸送手段についてはどうするのかという話につきましても、後ほど環境省から詳しいご説明をいただく予定となってございます。

最後に、１５番ですが、こちらは当日ご欠席された委員から追加で意見をいただいたものとなってございます。意見の概要といたしましては、より分かりやすく十分な説明をというものと理解してございます。回答欄にあるとおり、今後とも、ＰＣＢ円卓会議だよりや、関係機関のウェブページなどを活用して、情報発信に努めてまいる所存でございます。

以上、駆け足ではございましたが、ご意見の概要とそれに対する考え方についてご説明させていただきました。

続いて、ＪＥＳＣＯからご説明をいただきたいと思います。

【ＪＥＳＣＯ・小林課長】

ＪＥＳＣＯ安全対策課の小林です。

私から、１１番の増設施設のばいじんについて、放射能レベルをずっとモニタリングしていますが、今の測定ではサンプリング量が少ないのではないかというご指摘に関して報告させていただきます。

こちらは、次のページ、資料２－３に、令和３年度に実施いたしました増設施設プラズマ排気のばいじん濃度に関します測定結果を一覧でまとめたものになっております。

実際の捕集されたばいじんの量ですが、令和３年度の１１月２日の１回目の測定と、令和３年度１１月３日、２系を初めに測定したこの２回分だけが秤量の感量、０．０００１グラムになりますが、これ未満の値となっております。

それ以外の測定に関しましては、０．０００１グラムから０．０００６グラムとなっておりまして、ばいじん自体は捕集できております。精度の高い測定となっているかと思っております。

なお、排ガス中の放射能濃度の測定につきましては、環境省の放射能濃度等測定方法ガイドラインに基づき実施することとなっております。

こちらの表にあります排ガス中のばいじん濃度とは別に実施しておりまして、こちらの必要な吸引量、サンプルを取る量ですが、こちらの表に載っているのは１時間でやっているのですが、放射能濃度の場合は４時間を行いまして、ガイドラインが定めています検出下限値の目標値２ベクレルになりますが、より精度の高い１ベクレル以下の検出下限を得られるようにやっていきたいと思っております。

以上になります。

【船水座長】

ありがとうございました。

今ご説明いただいたことに対してご質問はございますか。

僕、聞いてもいいですか。資料２－３ですけれども、これは放射能を測るためには、吸引ガス量は、今日示していただいたのは、これはばいじんを測るためのものですけれども、それはどれぐらいの量を引いてくださいというふうになっているのですか。

【ＪＥＳＣＯ・小林課長】
お答えいたします。
こちらの表に載っています排ガスのばいじんを測る場合は、１時間ぐらいの試料吸引をしております。放射能を測る場合は、４時間の吸引で実際に測ることになっております。

【船水座長】
ということは、単純にこれの４倍量を吸引して集めてから測りなさいというふうに決まっているということでよろしいですか。

【ＪＥＳＣＯ・小林課長】
そうです。

【船水座長】
分かりました。ありがとうございます。
どうぞ○○委員。

【○○委員】
資料の２－２を説明していただきましたけれども、ご意見の概要というのがあって、これは私の言ったやつもあるのですが、概要ですから抜けているところが大分ありまして、それに対して答えが書いてありますけれども、こういうやり方では、私の言ったことが全然入っていないのですよね。
こういうことについては、これもこれで終わりということなのですか。質問したから、それに答えたから終わりというのではないのですね。

【船水座長】
いいえ。多分、ご意見というここの概要のところ、つまり質問された趣旨が明確にきちっと伝わっていないということでしたら、大変恐縮なのですが、もう一度ご質問いただいて、それで、もう一度答えていただくということをしたほうがいいと思います。

【○○委員】
ここでやりますか。

【船水座長】
はい。申し訳ありませんが。

【○○委員】
まだこれは７月もやるというから、そこでやってもいいのですけれども、ただ、これで終わりですかというふうな話ではちょっと問題があるというふうに思っているのです。

【船水座長】
基本的には、今、委員からご発言をいただいたとおり、質問の趣旨が明確に伝わっていなかったということと理解いたしましたので、もう一度。

【○○委員】
また７月でも繰り返してよろしいかということで。はい。

【船水座長】
どうぞ。

【○○委員】
今日はいいです。

【船水座長】
よろしいですか。分かりました。
ただ、どこがちょっと悪いよというのが、もし、まだこのための時間があるので、ほかの方のご発言がなければお願いします。

（「なし」と発言する者あり）

【船水座長】
どうぞ。

【○○委員】
２番のところですけれども、中央環境審議会の意見具申ということ、これはかなり難しい問題が含まれております。それで、法律的な問題もありまして、それを言い出したらかなり時間がかかるということですけれども、非常に端的に言うと、福島は非常にあの事故で汚染されているところですよね。そういうところと室蘭を一緒にするというところにかなり問題があるのですよ。

私は、非常に問題があると思うけれども、福島で廃掃法を利用してやっているということについては、かなり仕方がない面があるかなというふうに思っておるのですが、そのやり方でやっているから、廃掃法はそれでやっているから、その廃掃法の特別法であるＰＣＢ特措法でＰＣＢを処理しているのですが、そこでそのままずどんと持ってくるということについて問題があると言っているのですよ。

それは閣議決定の精神にも反するし、その他国会で議論されたこととかなり違うところがあるというふうに私自身は思っているということなのです。

【船水座長】

ありがとうございます。

それでは、この件、大変申し訳ないのですけれども、委員、多分紙に書いていただいて質問をしていただくのが確かに伝わると思いますが、そういうお願いをしてもいいですか。

【○○委員】

いいですよ。また出せばいいわけですね。

【船水座長】

そうです。申し訳ありません。ありがとうございます。

前回のこの会議でご質問等があったことに対する答えを今説明いただきましたが、ほかにございますか。

【○○委員】

意見の概要の３のところに関係してなのですけれども、ここでは、市民説明会とか、いろいろなことが行われたことに対して、そこで出た意見について、環境省は十分に反映したと、斟酌して反映したというような回答のお話だったと思うのですけれども、僕はそこが全然そう思えてないのですよね。言いっ放しの聞きっ放しという感覚しか残ってないのですよ。

その点でいけば、僕は、あそこで、延べ１７２人ですか、私も参加して、とにかく発言はしたかったけれども、皆さんがどんな意見を持っているのかというのを聞くことに専念して、発言はしませんでした。そして、いろんな意見を聞いて、なるほどなという話もありました。

それらについて反映したと言っているけれども、私は、それこそ次回具体的にお話ししてもいいと思うのですけれども、本当に市民の意見を真剣に聞いていたのかという部分はどうしても拭えないのですよ。

なおかつ、手続的な面でいっても、全国的な市民団体、いろいろなところから道に対し

て公開質問状が出ているらしいのですけれども、一部私らも見せていただきましたけれども、それに対して、道は、そういう記録、文書は不存在ですという回答が多いのですね。

これは後でゆっくりやりますけれども、文章を書いた人自身が本当に延べ人数１７２名の市民の皆さんとか、それから、パブリックコメントに載っていた文書について真剣に検討した上でこれを書いたのかというのが疑問なのです。

これは、今、道の方が言われたのだけれども、それはお答えできませんか。

【事務局・中尾課長】

今この場で私がその真剣に対応したかというところに答えていいものか、迷う部分もありますけれども、少なくとも私どもは、一つ一つの意見を全部、住民説明会にも我々スタッフ一同全員出席しまして、全ての意見を聞いております。

そして、それらを全てテープ起こしして、我々は読み、そして、いろんな判断の際にそれらを真剣に検討したと、そういうふうに考えております。

【○○委員】

分かりました。

ということは、私が後で質問することと関連しますけれども、道の中で検討する会議が開かれて、記録も残っているということですよね。今ここでそれをどうこうお答えしなくていいです。

今お答えになったことは、道の中で、いろいろな意見について検討した会議が行われて、そして、記録も残っているということを今お答えになったと思うのですけれども、間違いありませんか。

【事務局・中尾課長】

いいえ、会議というか、ふだんの執務の中での話をしております。

【○○委員】

今の言い方はごまかしではないですか。

【事務局・中尾課長】

○○委員から公開文書開示請求が来ておりまして、検討に至った会議の議事録をというお話がありましたけれども、そういう、ふだん私どもが勤務しており、いろいろ仕事をしている中で、そういう会議は開いておりません。

【○○委員】

正式な会議は開いていないということですね。

【事務局・中尾課長】
そうです。

【○○委員】
これは、もっと大事な問題を言ったのですよ。あなた方、検討していないということでしょう。ここについてはいろいろと聞いた、ここについては検討したと思うけれども、正式に道として出てきた意見についてみんなで意見の交換をする場所をつくらなかったということを回答したのですよ。

【事務局・中尾課長】
住民説明会で意見をおっしゃったその意見を我々は拝聴していたと、そう申しております。

【○○委員】
それをあくまでもその現場でのことでしょ。

【事務局・中尾課長】
そうです。

【○○委員】
あなた方が道庁へ帰って、あそこで出てきた意見、それから、当然、意見に対する回答も含めて検討すべき立場ではないのですか。そうでなければ、こんな文書はでてこないですよ。検討したと、今、一番最初のほうで言ったから、したのですねと聞いたら、いいえ、していませんと否定されました。私、後でゆっくりぎっちりと詰めますから、その辺を。法律的にもやりますから。
それで、今のはやっていなかったということですか、やっていたのか、はっきりもう1回回答してください。

【事務局・中尾課長】
すみません、何をやって……

【○○委員】
我々の道民の信頼関係なのですよ。我々はあなたを信頼して仕事をしていただいているのですよ。
もしかすると、あなた方は、その我々の道民の期待や信頼を損なっている可能性がある

のですよ。会議を検討しなかったと、今、最後に言ったけれども、していなかったらあなたは業務をしていないと同じことなのですよ。述べ１７２名の人たちとパブリックコメントで出てきた意見について、あなた方は部署できちっとした検討会をしていなかったということをお答えしたのですよ。

【事務局・中尾課長】
すみません、私ども道庁のスタッフが全部出ましたけれども、住民説明会を開催し、意見を聞く主体は環境省の主体であります。
我々も道の知事判断として、それを参考にするために、一緒に聞き、一緒に検討したと、そういうふうに申しています。

【○○委員】
だからね、あなた、ごまかしては駄目だよ。あなた方はその場にいたよ。我々もいました。自分の部署に帰って、道としてちゃんと意見の交換をしたり、必要な検討をしたのかと、私は何回も聞いているのだよ。
ちょっと蛇足になるから、言いますけれども、例えば、この資料だって、私には月曜日の昼に来ました。人によっては昨日着いた人もいるのですよ。こういう重要なことをぎりぎりに送ってくるという感覚自体からおかしいのですよ。

【事務局・中尾課長】
会議資料は本当に遅くなって申し訳ありませんでした。

【○○委員】
だから、もう１回、回答してください。検討していなかったのですね、したのですか。

【事務局・中尾課長】
道として知事判断をする際に検討はしたので、知事は判断しました。

【○○委員】
だから、検討したのですね。それに知事も参加したのですか。

【事務局・中尾課長】
会議は開いておりません。

【○○委員】
会議は開いていないけれども、検討したとはどういうことですか。

私、先ほどここでご挨拶をしたときに、去年１年間いましたかと聞いたら、いましたと言ったから、私は聞いているのですよ。あなた方は、次から次と、ころころころころ部署が替わっていくから、聞いても無理な人もいるのですよ。それは分かっているのです、我々も。私の身内もあなたと同じような立場で仕事をしていた人間がたくさんいるから分かる。

だけれども、あなたがいた以上は、部長さんも含めて、検討したのか、していないのかと聞いているのですよ。したのですか、してないのですか。あなたは言葉を右に左にかわしているけれども、きちっと答えてください。

【船水座長】

何かご発言はありますか。

今のご質問の趣旨は、住民説明会があって、いろんな意見が出て、それを聞いておられた、みんなも知っていると。それを踏まえた上で、どういうプロセスで知事の決定が出ましたかということでいいですか。

【○○委員】

そういうことです。あなた方が職務をきちっと全うしているかどうか。

【船水座長】

ですから、知事が判断をされたということと思いますけれども、そこに至る部分について、多分、どういう資料を提供されたとか、そういうふうなこととか、プロセスについて、もし整理をいただけるなら、お願いします。

【事務局・中尾課長】

ふだんの仕事を毎日する中で、我々は、職場に行き、いろんな会話をしながら、書類を検討しながら、いろんなことを日々たくさんの判断をして、それが仕事の成果としてどんどん出ているのが日常です。その中の一部として、会議を開くという場合があります。おっしゃるように、会議を開いた場合には、そのように議事録を作り、できるだけ公開するというようなスタンスで道庁は全体としております。

この福島のＰＣＢの受入れ、受入れといいますか、これを処理する際に知事判断に至ったこの仕事の部分については、会議というものは開いていないという、そういうお答えをさせていただいているわけです。

【○○委員】

それは、会議を開かないのに、なぜ結論が出たのですか。

【船水座長】
ここからは道での判断のプロセスのことなので、もうちょっと整理をいただいてから答えをいただくでいいですか。

【○○委員】
そうですね。要は、今はこれ以上はやりません。

【船水座長】
今の状態でいただくのは……

【○○委員】
あなた方が今言われた、非常に真面目に仕事をやっているのだということを強調されましたけれども、記録が全部残っているはずなのですよ。会議を仮に開かなかったとしても。その記録も含めて、もう１回、次回の会議で公開するというのはしてください。

【船水座長】
では、このことについて、次、７月にということですので、今日お約束をしているので、７月のこの場で改めてご説明をいただくことにしたいと思います。ありがとうございます。
ほかにございますか。

（「なし」と発言する者あり）

【船水座長】
もしよろしければ、議事の２番目の三つ目のポイント、福島対策地域内の高濃度ＰＣＢ廃棄物の処理についてということで、環境省からご説明をいただいて、質問等をお受けするようなことにしたいと思います。では、よろしくお願いします。

【環境省・水原調整官】
環境省の福島地方環境事務所の水原と申します。
資料２－４に従ってご説明をさせていただきます。
福島県の対策地域内の高濃度ＰＣＢ廃棄物については、この監視円卓会議や住民説明会を踏まえて、昨年１２月に北海道さん、室蘭市さんから、ＪＥＳＣＯ北海道事業所での処理をお認めいただきました。この場をお借りしまして、改めてお礼申し上げます。
本日、今後の処理に向けて、処理全体の流れとか安全対策等についてご説明させていただければと思います。

資料２－４の１ページ目を開いていただければと思います。

１ページ目がＰＣＢ処理の全体フローを示しております。詳細は、この後のページでもご説明しますが、左のフロー図にあるとおり、各保管場所にある高濃度ＰＣＢ廃棄物は、一度仮置場に集約しまして、そこから、トラック、貨物を利用して、最終的に室蘭のＪＥＳＣＯ北海道事業所まで運搬を行います。また、水色の枠で囲まれた記載のとおり、各工程で放射線のモニタリングを行うこととしております。

次の２ページ目をご覧いただければと思います。

改めまして、本県の処理対象である対策地域内の高濃度ＰＣＢ廃棄物の数量をご紹介いたします。

記載のとおり、コンデンサーが３２台、安定器、ＰＣＢ汚染物等が１，５２３台になります。これらを合わせると、トラックが３台分の数量となります。これまでご説明してきた台数から、若干、数が増えているかと思いますが、これは福島県庁さんと協力をして行っている掘り起こし調査によるものです。掘り起こし調査も完了に近づいてまいりまして、現在の数字からそれほど増えることはないと考えております。いずれにしても、引き続き調査を行いまして、台数を確定させていきたいと考えております。

次の３ページ目をご覧いただければと思います。

福島県からＪＥＳＣＯ北海道事業所までの高濃度ＰＣＢ廃棄物の運搬方法についてご説明します。

全体の経路については、下の図をご覧いただければと思います。

これまでの監視円卓会議においては、室蘭港へ着岸するフェリーを用いた運搬ということでご説明をさせていただいておりましたが、その航路が現在休止されたということになっておりますので、別の手段として、ＰＣＢの運搬の実績がある貨物の鉄道を用いた方法で運搬をすることといたしました。

福島県内の仮置場に集約された高濃度ＰＣＢ廃棄物については、そこで貨物コンテナに梱包を行いまして、そこからトラックで福島県の郡山市にある貨物ターミナル駅まで運搬いたします。郡山の貨物ターミナル駅からは、鉄道で室蘭の貨物駅である東室蘭駅まで運搬を行い、そこで貨物コンテナを荷下ろしした後、トラックにてＪＥＳＣＯ北海道事業所まで運搬します。運搬の際には、法令上の運搬基準に基づいて、漏れを防ぐための専用貨物コンテナを使用します。そのコンテナは、福島県の仮置場からＪＥＳＣＯ北海道事業所に着くまでの間、途中で開けるということはありません。また、放射線対策として、福島県を出発する際、そして、室蘭へ到着した際、トラックの前面、後面、両側面の４か所の空間線量率を測定して、周辺の空間線量率と変わらないことを確認いたします。それらの測定データについては、環境省のホームページで公開を行います。そして、ＪＥＳＣＯ北海道事業所でＰＣＢを無害化した後に発生する金属や紙類といった処理後物については、環境省が引き取って、往路と同じ経路、方法で、福島県へ持ち帰ります。

続きまして、４ページ目をご覧いただければと思います。

４ページ目では、運搬から処理時における放射線モニタリングについてご説明いたします。

参考として次の５ページにもその様子を写真でつけておりますので、併せてご覧いただければと思います。

これまでもご説明させていただいていることになりますが、まず、福島県の仮置場で全ての機器の表面の拭き取りを行った上で、機器の表面汚染密度が４ベクレル／平方センチメートル以下であることを確認します。それに加えて、１ベクレル／平方センチメートルを超えるような特異的な表面汚染密度が高い面があれば、先ほど、吉田先生のスライドにもありましたとおり、作業の安全確保を前提とした可能な範囲で削り取りを行っております。

仮置場から運搬する際は、先ほども申し上げたとおり、出発前にトラックの前後両側面の空間線量率を測定します。測定は、福島県を出発する際のみならず、郡山も貨物ターミナル駅、東室蘭駅でも行います。

そして、ＪＥＳＣＯ北海道事業所における処理中においては、敷地内、敷地境界等の空間線量率を測定するというのとともに、排ガスの放射能濃度を測定します。それに加えて、ＪＥＳＣＯの作業員の皆様には個人線量計というものを装着いただいて、その被曝線量をきちんと管理いたします。

資料の右側にも記載がありますが、測定した結果については、環境省のホームページで掲載を行いたいと考えております。

放射能濃度など、測定から結果が出るまでに時間を有するということもありますが、処理中の空間線量率については、測定後１日か２日後で公開できるように、なるべく速やかに情報公開できるようにしていきたいと考えております。

次に、５ページに、測定の様子とか、ＪＥＳＣＯ内の測定箇所をご紹介しておりますので、ご覧いただければと思います。

次に、６ページをご覧いただければと思いますが、昨年１２月に北海道、室蘭市さんに、ＪＥＳＣＯ北海道事業所での処理を認めていただいた際に、五つの事項について要請をされております。ここではその対応についてご説明させていただければと思っております。

まず一つ目、事業実施時の北海道庁、室蘭市の立会調査を求められた際は、全面的に協力をさせていただきます。

二つ目になります。先ほどもご説明いたしましたけれども、ＪＥＳＣＯ北海道事業所で処理作業に従事する職員へは個人線量計を装着することとしております。こちらについても測定結果は環境省ホームページで公表したいと考えております。

三つ目の事故や異常が発生した場合の対応計画については、次の資料２－５でご説明をさせていただきたいと思います。

先に７ページ目に進ませていただきます。

７ページ目の４ポツのところ、モニタリングについてです。モニタリングについてです

が、これは先ほどご説明をさせていただいたとおり、モニタリングを行って環境省のホームページで公表したいと考えております。

五つ目になります。放射性物質による影響がないことが確認された高濃度ＰＣＢ廃棄物以外は持ち込まないことについては、全ての機器について４ベクレル／平方センチメートル以下であることを事前に確認して、それを超えるものはＪＥＳＣＯ北海道事業所には持ち込みません。

また、後段で書いてあります東京電力福島第一原発で発生したものは含まれないことを確認するに関しては、添付の資料の別紙１というところでご覧いただければと思いますが、それぞれの機器についての表面汚染密度とか型番で、右のほうに市町村名と書いてありますが、この廃棄物が発生した市町村名を書いております。

東京電力福島第一原子力発電所については、福島県の大熊町と双葉町の両町にまたがるように立地しております。その両町から発生した高濃度ＰＣＢ廃棄物については、例えば、一番上の浪江町と書いてある右には斜線が引いてあるかと思いますが、真ん中辺りに行きますと、双葉町というところが出てきます。双葉町の場合は右側にさらに具体的な地名を記載させていただいております。

この別紙１の一番最後に書いてあるのですが、東京電力福島第一原子力発電所の住所については、双葉町は細谷というところと郡山というところに立地しております。大熊町については、北原、北台、この二つです。こちらに立地しておりますので、その地域から発生していないことを一番右のところでお示ししているという状況になっております。

以上、１から５の事項を確実に履行するとともに、これまでご説明してきた処理方針に従って、地元の生活環境保全に影響が及ぼすことがないように、安全に処理を進めてまいります。ご理解のほど、何とぞよろしくお願いします。

なお、この表については、さらに発生した廃棄物、掘り起こし調査で出てきたもの、あるいは、まだ測定していないものについては、測定次第、お示しできるようにしたいと思っております。

最後に、資料２－４に戻っていただきまして８ページ目をご覧いただければと思います。

ＰＣＢの処理スケジュールについては、本年の８月上旬にＪＥＳＣＯ北海道事業所へ搬入し、処理を行いたいと考えております。

これまでのご説明では、コンデンサー、安定器を別の時期に分けて処理することを予定しておりましたが、掘り起こし調査が順調に進んできておりますので、本年８月にまとめて同時期に処理していただければと考えております。

ＰＣＢの無害化処理された金属や紙類といった処理後物については、福島県の対策地域内に持ち帰り、そちらで処理をさせていただきます。

詳細なスケジュールについては、下の緑、黄色の図のとおりでして、福島から室蘭までの鉄道による運搬に３日間、ＪＥＳＣＯ北海道事業所での保管、その後の処理で約２週間

かかる予定になっております。加えて、下の矢印でもお示ししておりますが、処理期間中はご説明したとおり、モニタリングを行い、さらに処理期間前後も追加でモニタリングを行います。処理終了後も周辺のバックグラウンドデータを測定することといたしております。こういったデータもしっかり公表していければと考えております。

以上で、資料２－４の説明を終わりまして、続きまして、資料２－５のご説明をさせていただければと思います。

【船水座長】

実は、大分、説明に長い時間をかけてやっていただいているのですが、いいですか、続けていただいて。

では、続けてください。

【環境省・水原調整官】

資料２－５になりますが、先ほどもお話ししましたが、北海道庁さん、室蘭市さんから要請された事項の事業実施時における事故や異常が発生した場合の対応計画、そういったものの計画の案を策定しております。

めくっていただきまして、２ページ目をご覧いただければと思います。

初めにとしまして、本計画の目的について記載しております。

ポイントとしましては、３段落目の「また」以下に記載がありまして、ＪＥＳＣＯともご相談させていただきましたが、放射性物質によるトラブル以外の対応、例えば、ＰＣＢ油漏れのような事例については、既存のガイドライン、マニュアルに基づいて対応をいたします。

本計画は、放射性物質への対応という観点でまとめたものになります。

２ページ目の２ポツ、運搬から処理の流れについては、先ほどの資料でもご説明したとおりになります。

福島県の仮置場にて貨物コンテナに梱包した後は、トラック、貨物列車で東室蘭駅まで運搬をします。東室蘭駅からＪＥＳＣＯ北海道事業所まではトラックによる運搬を行います。

次の３ページ目をご覧いただければと思います。

緊急時の対応ということで、まず、一番最初に、連絡体制というところで、緊急事態が発生した際の連絡体制図を示しております。

図の①は、高濃度ＰＣＢ廃棄物の運搬時、４ページ目の図②は、ＪＥＳＣＯ北海道事業所での処理時における連絡体制図になります。まずは、警察、消防といった連絡もありますが、当然になりますが、北海道庁、室蘭市といった地元の自治体、ＪＥＳＣＯとの連絡を行います。その中に、⑤として記載しておりますが、万が一の事故が起こった際は、速やかに報道発表を行ないたいと考えております。

続きまして、４ページの３．２のところをご覧いただければと思います。

緊急時の対応に備えて、様々な物品を常備する必要がありますが、廃棄物が漏えい、飛散したときのための回収器具、作業員の安全を守るための報告など、七つのものを常備することとしております。これらの物品については、環境省が福島県においてＰＣＢ以外の放射性物質、対策地域内廃棄物を処理する際に参照しているガイドラインがありますので、それに倣った形で記載をしております。

続きまして、３．３緊急時の対応の手順というところで、長くなりますが、ご説明させていただきます。

まず、（１）として、運搬費における緊急対応としまして、５ページの上のほうをご覧いただければと思います。

緊急措置として、直ちに車を止めて、さきにお示ししたように、連絡体制図①のとおり、通報、連絡を行います。その後、漏えいがあった場合には、その周辺の空間線量率を測定するとともに、近隣の方が近づかないようにロープを張る等の措置をします。

また、なお書きで書いておりますが、廃棄物を運搬している際は、ＧＰＳによる追跡を行っていまして、環境省職員やモニタリング関係の受注業者が行程を追跡しております。運搬作業員のみで対応が難しい場合は、速やかに応援に駆けつけられるように対応を用意しているところです。

続きまして、（２）のところになりますが、冒頭の初めにでも申し上げましたが、通常のＰＣＢ漏えいといったような事故への対応については、既存の緊急対応マニュアルに基づいて対応することとしております。

放射線防護の観点から、処理工程中に、それぞれのア）からカ）の事案を想定した緊急対応を準備しております。

まず、ア）になりますが、ＪＥＳＣＯ北海道事業所処理施設の搬入前及び搬入室でのトラックの空間線量率がバックグラウンドとおおむね同程度ではなかった場合についてになります。

処理施設に入る前に、一度トラック周辺の空間線量率を測定しますが、どこかで異常値が出た場合には、ＪＥＳＣＯ北海道事業所での処理を行わずに、福島県へ持ち帰るということにしております。

米印の記載もありますが、バックグラウンドとおおむね同程度というのは、これまでもご説明しているとおり、測定値の平均値プラス測定値の標準偏差の３倍以内というふうにガイドラインで定めておりますので、それとの比較で評価を行いたいと思っております。

ただ、一方で、一般的に、空間線量率については、天候等の影響を受けやすく、具体的には、雨の日は線量が高くなる傾向もあるというふうに聞いておりますが、実際に原子力規制庁が公開しているモニタリングデータを見ても、振れ幅が多いといった傾向が見られましたので、そういった要因も留意しながら評価を行っていければなと思っております。

続いて、イ）になりますが、梱包容器を開封後に対策地域内廃棄物の表面汚染密度のサ

ンプル調査を行って、４ベクレルを超えたものが発見された場合についてですが、表面汚染密度の測定については、室蘭に運搬する前に、福島県の仮置場で全ての機器について測定していますが、念のため、安全・安心のために、こちらに持ち込んだ後もサンプル調査を行いたいと思っております。

処理工程に支障がないように、コンデンサーは全３２台、安定器には、一部にはなりますが、サンプル調査を行っていきたいと思います。その際に、万が一４ベクレルを超えたものが見つかった場合には、速やかに梱包をして、遮蔽措置を取って、ＪＥＳＣＯ北海道事業所で処理をすることなく、持ち帰ることにしております。

続いて、ウ）の処理中にＰＣＢの漏えい事故が起こった場合についてですが、その際は、ＰＣＢの漏えいがあった際は、繰り返しになりますが、ＰＣＢ事故時の対応のマニュアルに従って措置を行います。直ちに停止して緊急措置を行うということになります。加えて、ＪＥＳＣＯの処理施設の敷地境界の空間線量率を測定して、異常が検知されないことを確認するとともに緊急連絡を行うと。放射性物質は、安定器やコンデンサーの表面に付着することがあっても、それらの機器は機密性が高いため、中のＰＣＢ油に放射性物質が入り込むことは想定してません。そのため、万が一事故があった際には、近隣住民の皆様の安全を確認すべく、敷地境界の空間線量率を測定することとしております。

続いて、エ）になりますが、処理中に火災が起こった場合ですが、まずは消火活動を最優先に行うこととして、その後、敷地境界の空間線量率を測定し、異常がないことを確認いたします。あわせて、当然、緊急連絡も行います。

続いて、オ）の処理の期間中において、敷地境界付近の空間線量率がバックグラウンドと同程度ではなかった場合になりますが、敷地境界の空間線量率は、１日３回測定することを考えておりますが、その際、万が一異常値が検出された場合には、速やかに処理を停止するとともに、周辺住民に影響を及ぼすことのないように、廃棄物をドラム缶などで梱包して遮蔽をするということで、そういった措置を取る予定にしております。処理中の廃棄物の線量が高かったことで異常値がそう出たということを想定しておりまして、まずは速やかに梱包、遮蔽措置を行うこととしております。遮蔽措置をした後は、異常が検知された原因を究明して、線量低減のための必要な措置を講じていきたいと思っております。

最後に、ＰＣＢの処理が完了した対策地域内廃棄物、いわゆる処理後物については、処理後物を取り出して、その搬出作業中に漏えい事故が起きた場合については、速やかにまずは飛散防止の措置を行って、現場の空間線量率を測定します。それによって異常が検知された場合には、速やかに処理後物を梱包して、遮蔽措置を取って、搬出作業を進めたいと考えております。

以上、緊急時の対応計画の説明を終わります。

地元の皆様の安全・安心を確保しながら処理を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解の程、よろしくお願いいたします。

以上です。

【船水座長】
ありがとうございました。
それでは、何か質問がありましたらお願いします。
それで、終わるのを１５分、２０分遅れてもいいですか。丁寧にご説明いただいたので、４時ですけれども、４時１５分から２０分ぐらいの時間に終わるということで進めさせていただきたいと思います。
ご質問が５人、順番、右からでもいいですか。
○○委員、お願いします。

【○○委員】
緊急対策の中で、向こうで検査して、こちらに持ってきて、上がるということが考えられるのですか。向こうで検査して、こちらに運んでくる間に上がるということはちょっと私の頭では考えられないのですけれども、もしものことということで、わざわざいろんな例を出されていると思うのですけれども、そこは必要がないというふうに私の頭の中で判断するのは、向こうで見て、いろんなところでチェック、チェック、チェックして、最後に室蘭に来て上がってくる、それでまた戻すという、そういうことが万が一にもないような気がするのですけれども、その辺のところのお考えだけお聞かせいただければと思います。

【環境省・水原調整官】
上げることはもちろん想定しておりませんので、安心・安全を確保するために、ダブルチェックという形でさせていただいたほうがいいのかなと考えまして、記載をさせていただいたというところです。

【船水座長】
分かりました。
これは７月には紙に書いてご用意くださいね。今、お返事をいただいても。
それでは、○○委員。

【○○委員】
単純な質問ですが、資料２－４の７ページに、放射性物質による影響がないことが確認されたという言葉があって、これはずっと前から使っている言葉なのですが、その内容が分からないのですよね。どういう意味なのか。放射性物質による影響があるというふうにいうと、これは結局汚染されているということですか。
放射性物質による影響というのは、こういうことはないのですけれども、放射化という

問題もあるのですね。けれども、それが起こるとは考えられないので、放射性物質による影響がないことがというのが非常に分かりにくいのですよね。それだけ言ってください。

【環境省・水原調整官】
　これまでのご説明の中で、いろいろな放射性物質を扱う管理区域から物品を持ち出すときに影響がない値として４ベクレル／平方センチメートルというそういった基準がありますので、それを参考に４ベクレルという数字を書かせていただいております。

【○○委員】
　やっぱり分かりません。放射性物質による影響でしょう。放射性物質による、その放射性物質が何か影響を与えているというようなそういう現象が分からないのです。こういう言葉を何で使うのかということがはっきり言ったらそういうことですけれども、例えば、汚染されているとか、そういうふうに言えば分かりやすいのですけれども、この言葉が全然分からないのです。随分長いこと使ってきていると思うのですよね、この言葉は。

【船水座長】
　ありがとうございます。
　では、これも文章でいきましょうか。そのほうがまだたくさんご質問があるので。

【○○委員】
　もう一つあります。別紙で、データがたくさんあるやつで、ここでは、実際に６面が測られているというのと、それから、バックグラウンドというのが書いてありますよね。一番最初に書いてありますよね。このバックグラウンドはどういうふうに測定するのですか。

【環境省・水原調整官】
　バックグラウンドについては、同じ測定器でその対象となる測るものと全く別のほかのものから影響がない方向に測定器を向けまして線量を測ると。
　今回の安定器とか、そういったものから離れた場所で、何もないところで測定をすると。その後に、実際の安定器やコンデンサーのそばに近づけて測ると。

【○○委員】
　分かりました。そのバックグラウンドだけでいいですけれども、バックグラウンド、空間に向けているのですか。

【環境省・水原調整官】

そうです。

【○○委員】
空間に向けていたら、１平方センチメートル辺り何ぼというのは、そのやつで出てくるのですか。

【環境省・岡部主査】
担当から回答させていただきます。
数字を見ていただくと分かるとおり、バックグラウンドも変動がありまして、数字は出るということになっております。
例えば、１ページ目だと、一番上は例えば０．１８という数値がありますけれども、場所によっては０．７というものがあったり、ちゃんと測れているものと思っております。

【○○委員】
どういうふうに測っているか聞いているのです。

【環境省・岡部主査】
測り方は、対象物を測るというときは、そのものに当てていますが。

【○○委員】
それではなくて、バックグラウンドをどうやって測っているかと聞いているのです。

【環境省・岡部主査】
廃棄物が全くない方向へ測定器を向けて測っております。

【○○委員】
そうしたら、１平方センチメートル当たりというのはどうやって出すのですか。

【環境省・岡部主査】
１平方センチメートルというのは、測定器の写真がどこかにあったと思うのですけれども、そこの面積当たりで測っているので。

【○○委員】
１平方センチメートルの窓になっているということですか。

【環境省・岡部主査】

そういうわけではなくて、測定器の面積が正確にどういった数字かはすぐには出てこないのですけれども。

【船水座長】
今の件は、空間線量率といって、空間で測るときの単位は違う単位で表現されていますよね。
ここは１平方センチメートル当たり何ベクレルという形に表現されているので、どういうふうに測られた数字をどういうふうにしてこういう数値に換算されたか、後で整理をしてお話をください。
ただ、きちっとやっておられるので、その方法は後で７月にお話をいただくことにして、〇〇委員、いいですか、二つ目終了で。まだ何人もおられるので。

【〇〇委員】
貨物と車で運搬するときに、これは何か表示をするのですか。
例えば、産業廃棄物だったら、この車、産業廃棄物ですよという表示しているトラックが走っていますけれども、これはそういう表示をしますか。

【環境省・水原調整官】
同じように表示をすることになります。

【〇〇委員】
それは大きな、誰が見ても分かるような、これは、今、放射性に汚染されたＰＣＢが運ばれていますよという表示ですかという質問です。

【環境省・水原調整官】
通常の産業廃棄物とかを運搬する際も表示をしているかと思いますが、それと同じようなイメージを持っていただければと思います。

【〇〇委員】
あれですと、小さくて私は分からないと思うのですけれども、そんなような感じがあるので、もうちょっと大きくしてほしいなというのが私の要望です。

【船水座長】
ありがとうございます。
それでは、まだご質問があるので、〇〇委員からお願いします。

【○○委員】

ＪＥＳＣＯさんにこの物質を持ってきたときに、もしも万が一、放射性物質が付着しているとすると、こちらの容器ですとか、ペール缶ですとか、そういったものになるのではないかなと思います。

ですので、その空間線量率を測定する、外側の容器を保管しているところの空間線量率をきちんと測定しておくということが非常に重要かと思いますので、恐らくこの５ページのところに、そこの部分が測定されているというふうなことを記載していただけるといいのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【船水座長】

○○委員、お願いします。

【○○委員】

ルートが船から貨物列車に変わったとか、東室蘭駅と書いてあるのですけれども、実は、東室蘭駅とはかけ離れたところに東室蘭貨車駅というのがあるのですね。たまたま偶然なのですけれども、その貨車駅の横に私の家があるのです。ですから、真夜中が昼間のように明るく照らされて、コンテナが降ろされたり積んだり、トラックは夜は走ってこない。

それで、聞きたかったのは、コンテナで運んできても、夜に運んできたら、朝までそこに置かなければいけないのですよ。トラックは来ないから。だから、当然、速やかに問題がないように行くとすれば、昼間に貨車が来て、そこですぐトラックに積み降ろしをするというようなタイミングをきちっと分かってやらなければ、それこそＪＥＳＣＯの方が２４時間くっついていなければならないということになるかもしれない。

そういう状況で、なおかつ、貨車駅は、我々の道路の目線と全く同じ高さにあるのですよ。だから、私らは夜中に突然目を覚めることがある。それが何かといったら、貨車駅の貨物列車が発車するときに、物すごい音を出すのです。それから、運転の下手な人がやるとがしゃんと音がするわけですね。そこの環境を理解してください。

それから、もう一つ質問。４ベクレル以上のものというのは現時点であるのですかということを後で答えてください。あるのであれば、どうするのですかということですね。今までの話では、出たらこちらに持ってこないという仮定の話なので、今あるのかないのか、出たらどうするのかというのも含めて、４ベクレル以上のものについては、では、どこで処理するのですかと。どうするのですかということをどうお考えになっているかということが聞きたいということです。

それから、これはたまたま吉田先生が撮った写真の中に、いわゆる放射能性物質をなくするために研磨しているのか拭いているのかよく分かりませんけれども、普通の作業着にマスクをして、そのマスクも我々の目で見た範囲では普通のマスクかなと思えるようなマスクをされていて、先ほど汚染の問題と影響の問題のお話が出ていたと思うのですけれど

も、我々環境に関心を持っている人間が、一番、今、この放射能の問題で心配しているのは何かといったら、今、我々が問題になっているのは、放射性物質は一つだけなのですよね。一つしか法律で規定していないわけですね。だけれども、実際に事故後に各大学の先生たちが現地に入って測定していったら、いろんな放射性物質が放出されているということも確認されている。したがって、我々は一つの物質だけしか見ていないという問題というのは、非常に不安なのです。というのは、特にこの場合は、どこかに囲われて密閉されているものを持ってくるのではなくて、そこにあるものにくっついているのを外に漏れないように努力をして持ってくるということですよね。だから、何かの折に漏れるかもしれない。つまり、内部被曝が一番心配なのです。私らも、そういう観点から、内部被曝の勉強会を何回かしました。いろんな論文を読ませていただきました。その中で重要なことは、今回問題になっている放射性物質自身を、１ベクレルを超えても、前後でも、既に、腎臓に影響を与えるということが日本でも外国でも検証されつつあるのですね。

僕らが心配なのは、内部被曝が起きるような環境で作業することが心配だし、なおかつ、室蘭には持ってきてほしくない。だって、本来、放射能の扱い方というのは、あるところから移動させないで、いかにして拡散しないかということが課題なはずなのですよね。それが原則なことなのです。そういう点からいったらどうなのですかということなのです。

それで、防護マスクはその機能を持っているのですかということが聞きたかったのです。

【船水座長】

防護マスクというのは、写真にあったような防護マスクでは、作業員の方、こちらでの話ですか、ＪＥＳＣＯの方のお話ですか。

【○○委員】

まず向こうでの作業から始まるのですよね。それから、結局はＪＥＳＣＯに来て、ここの現地で室蘭の人たちに内部被曝なんかは起こしてほしくないし、それも、ボディーカウンターでやったら、１点か２点しか入っていないのに発症している例の出ているわけだから、内部被曝というのが一番おっかないと言われているのですよね。

そういう点では、環境的な状況を見ていったら、今は一つの放射性物質としか言っていないけれども、ほかの放射性物質だってたくさんある可能性があるということですね。

【船水座長】

そうすると、ちょっと答えにくい状況が今生まれていますので、クリアに質問を整理しましょう。

一つ目の質問は、コンテナは何時頃着くというようなことになっているか。

二つ目は、４ベクレル以上のものは見つかっていないのですかですね。見つかったらど

うしますかというのが三つ目。
四つ目は、研磨の話ですか。

【○○委員】
４ベクレルのものがあるのかないのかということ。それから、出ることについてはお話ししましたからね。出た場合も含めて、４ベクレルのものは……どこで処理するのですかということですね。

【船水座長】
今あるかどうかということですね。分かりました。
それから、その次の質問は何でしょうか。

【○○委員】
マスク。いわゆる内部被曝をしないように対策が打たれているかどうか。

【船水座長】
内部被曝が起きないような対策が取られていますかというのは、これは作業者の方、それから、室蘭の市民の方ぐらいでいいですか。

【○○委員】
これは、先ほどの吉田先生の写真にもあるように、あそこでやっている人たちから……。

【船水座長】
では、作業員の方ぐらいで、四つです。

【環境省・水原調整官】
ありがとうございます。
まず、４ベクレル以上のものがあった場合ということですが、これまでは４ベクレル以上のものはございません。
あったとしても、１ベクレルとか、そういったレベルになりますが、そういったところが高いものがあれば、先ほどの先生の写真にもあったとおり、研磨をして、さびとかそういったところについていたりしますので、そういったのを……

【船水座長】
ごめんね、まだ質問があるかもしれないので、シンプルに答えてください。
ないということでいいですか。

【環境省・水原調整官】
はい。大丈夫です。

【船水座長】
丁寧な答えは紙に書いて、次、教えてください。お願いします。
もう一つぐらい答えていただいて。

【環境省・水原調整官】
その中で、研磨するときも防じんマスクをして、さらに負圧管理をして、作業している人にその粉じんが来ないようにするやり方でやっています。

【船水座長】
分かりました。あと残り二つありますけれども、なかなか答えにくいかもしれないので、紙に書いてください。

【○○委員】
今、負圧の話が出たのですけれども、あそこの環境で負圧はできないと思いますよ。

【船水座長】
また終わるのがちょっと遅れるけどいいですか。

【吉田委員】
私たちが見学に行ったので、恐らくデモンストレーションでやっていただいたので、もちろんちゃんとした普通の工場作業用の防じんマスクをしていますし、本当はフィルムカバーをして、中に入れてやるということなので、これが実際の状況だということでは、写真だけということなので、もう一度ＪＥＳＣＯに確認していただいてということで。

【船水座長】
ありがとうございます。
ほかに、多分ご質問されたい方がおられると思うのですが、ありませんか。どんなことでもいいです。いかがでしょう。

【吉田委員】
まず、一つ、バックグランドで、私ども先ほど実際に現地のほうで見て、先ほど空間線量のお話があったのですけれども、実際に現場で空間線量を測るときに、その測定器を空

間のほうに向けて測定するというのを見ていたのですけれども、こちらで見ていても、ほとんどバックグラウンドに近いことで、多分室蘭に持ってきて測定したら全然違うデータが出ます。

それで、サンプルをこちらに持ってきて測られるということだったので、実際にどれかのサンプルを特定して、実際に現地のこちらで測っている６面で測ったデータと、実際室蘭に持ってきて、同じような方法で測ったやつを一度比較していただいて、全く同じもので、それで実際にそれが多分バックグラウンドの値が下がると、一緒にこのやつも下がると。

例えば、それを見ると、もう完全にバックグラウンドのレベルで汚染のレベルが非常に低いということは言えるので、向こうだけで測っていると、どうしてもこっちのデータとの比較ができないので、何個かサンプルでいいので、そういうデータをちょっと一度見せていただいてというか、公開していただければ、まず一つは、バックグラウンドの値からほとんどＰＣＢ廃棄物自体の濃度自体は、表面密度が上がっていないのではないかということを知れるのではないかなと、これはお願いです。

それから、実は、今、室蘭市も、バックグラウンドの室蘭市の空間線量のデータが一応ホームページにあるのですけれども、実はそれがリンクで、今はリンクが外れているのですけれども、実際の室蘭市内の空間線量のデータは公開されているものはないのですね。

今、道庁で測られているのは、単位が違いまして、ナノグレイ／時という単位で、実はデータが違うもので、私たちが管理して聞いているマイクロシーベルト／アワーとはちょっと違うデータなのですね。

できれば、今の通常の状態で室蘭市が大体どのくらいの空間線量なのかというのは、直接ホームページで、今回測られているものがあるので、できれば、市民の目につくところに、まず、そのバックグラウンドのデータは出していただいて、当然、後でＰＣＢの廃棄物が来たときに、後に出ると思うのですけれども、そもそも私たちの身の回りでどのくらい変動するのか、さっきおっしゃったとおり、雨が降ったときにちょっと上がるとか、その程度の変動はすると思いますので、私たちが今、身近に住んでいるところのレベルをまず理解した上で、それから、福島から来て、それで影響がないかどうかということをできるように、これは室蘭市にお願いしたいことなのですけれども、室蘭市のホームページのほうで直接そういう数字が出ている方が分かりやすいので、あとは、さっきお話ししたように、バックグランド値からほとんど上がっていないものがもしかしたらほとんどではないかということがあれば、一緒に下がるので、それのデータとしてもし出ていたらお願いしたいと思います。

【船水座長】

○○委員、簡単にお願いします。

【○○委員】
バックグラウンドと空間線量というのがよく分からないのですよ、あなたの説明を聞いていて。どういうふうに測定できているのか、バックグラウンドと空間線量が同じというふうに考えられているのですか。そうではなくて、ここでは、表面汚染でしょう、表面汚染のバックグラウンドはどういうふうに測るかということを私は聞いているのです。

【船水座長】
そういうわけなので、次、先ほどお願いしたとおり、ここの表に出ているバックグラウンドの数値はどう測って、どういうふうに換算して出したということを整理してください。その上でこの話はしましょう。そのほうがいいと思います。よろしいですか。ですから、そのことは確実にお願いをしたということにいたしましょう。
ほかに何かご質問はありますか。

【○○委員】
今のバックグラウンドだけは、私も実は気になって、バックグラウンドよりも表面汚染密度のほうが低いものの方が結構多いということから、そもそも何をもってバックグラウンドと言っているのかなというのは気になってます。
あと、もう一つは、バックグラウンド測定値の平均値に、標準偏差の３倍以内は誤差範囲だというふうに定められているようなのですけれども、バックグラウンドとして、こちらの別紙１に記載されている濃度そのものが結構ばらつきがありますので、恐らく平均でいいのかどうかということと、その平均でいいのだとすると、一番最後のところに、バックグラウンドの平均が０．３３と書いてあるのですが、その標準偏差の３倍というのがどのくらいの値になるのかまで記載していただけると分かりやすいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

【船水座長】
ほかにありますか。

【○○委員】
私もこの資料をあんまり見れなかったものですから、昨日届いたものですから、しっかりとしたことは言えないのですけれど、どんどん聞いているうちに、いよいよかなというふうに、すごい危機感を感じているのですけれど、まずは、環境省として、福島から室蘭に入れるということについて、これはいつ頃からというふうにお考えなのですか。

【船水座長】
今ご説明いただいた中では、８月上旬と言っておられます。

【○○委員】

８月というともうすぐですよね。そのことにつきましては、されていると思いますけれども、ここの中でやっぱり一番関わっていくのは作業員だと思いますが、その方々についての十分な技術の指導とか、作業面についての細部にわたってのいろんな面をしっかりとそこで今まで皆様にしっかりと指導というか、いろいろと配慮してきたのかどうなのかなというふうに思います。やっぱり一番危険な状態の中にあるのはそこなのだろうというふうに思うのですが、そこでしっかりときちっとやってくだされば また違うのではないかなと思います。

私の考えですが、危ないものは早くしっかりとした状況で処理をしていかなければいけないなというふうに思っているわけなのですけれども、いかがでしょうか。

【環境省・水原調整官】

作業員への教育というのもしっかりやっていただくように手配をしていきたいと思っております。

【○○委員】

何だかんだ言っても、やるというふうに決めたのでしょうから、よろしくお願いします。

【船水座長】

分かりました。

それでは、今の件、作業員と一つ言っても、福島で積み込みをされたり測られたりする方から、運搬される方、そして、ＪＥＳＣＯ、こちらでＰＣＢの処理をされる方、いろんな作業員というふうになりますので、それぞれについてどういうことをしていきますよと、トレーニングもあるのかな、何かそういうことについて整理をいただければと思います。

ほかにありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

【船水座長】

分かりました。

４時に終わるための時間から３０分ぐらい過ぎてしまって、申し訳ありません。

一応、ここで福島のお話は終わりにしたいのですけれども、つまり、これは７月にもう１回やるということがベースなのですけれども、そういうふうにさせていただいていいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

【船水座長】
　では、今から５分ほど休憩を取りたいと思います。私の時計は４０分ぐらいなので、休憩を取って、４５分から再開しようというふうに思います。
　それで、改めて、すみません、３０分ほど遅れてしまいますが、お許しください。
　それでは、休憩します。

〔　　休　　憩　　〕

【船水座長】
　再開します。
　次は、議事の３番目、現在の処理事業の進捗状況について、まずはＪＥＳＣＯから説明をお願いいたします。よろしくお願いします。

【ＪＥＳＣＯ・松本所長】
　ＪＥＳＣＯ北海道事業所の松本でございます。
　資料３－１から３－５まで説明させていただきます。
　時間も押していますので、要点のみに絞って説明させていただきます。
　まず、資料３－１をご確認ください。ＪＥＳＣＯの全５事業所の状況になります。
　五つの事業所があるのですけれども、全て、最後の１行、例えば１ページ目でしたら、北九州事業の一番最後の行、令和４年３月３１日に計画的処理完了期限終了というふうに記載しております。
　めくっていただきまして、上の２番目、豊田事業に関しましても、最後の行、３月３１日に処分期間終了という言葉があります。
　全５事業所とも、令和年４月３月３１日をもって、それぞれのピリオドを迎えたということで、その１行を付け加えさせていただいております。
　資料３－１は、以上でございます。
　続きまして、資料３－２、北海道事業の進捗状況です。
　一番最後の９ページ目をご確認ください。
　令和４年の３月２日、それから、３月２０日に、早期処理連絡会、それから、広域協議会を開催しておりますので、その内容を追記してございます。
　資料３－２は以上でございます。
　続きまして、資料３－３、稼働状況をご確認ください。
　こちらも従来どおりの資料です。進捗状況のところのみの説明に絞らせていただきま

す。

おめくりいただいて、２ページ目をご確認ください。

当初施設の処理の進捗状況、表の下、ちょうど真ん中辺ぐらい、黄色の網かけの部分になりますけれども、変圧器類で４，０８８台、コンデンサー類で６万６，１８９台、処理の進捗率、それぞれ９８．３％、９５．７％という状況です。申し遅れましたが、これは今年の３月末までの集計になります。

以降、当初施設の処理済み物の払出し実績等がございまして、先に進めさせていただきます。

７ページ目をご確認ください。

増設施設の処理の進捗状況になります。

中央部分に小さな表、進捗状況をまとめております。

１道１５県で、処理重量４，０５９トン、１都３県で４，２６０トン、進捗率がそれぞれ９２．１％、６７．２％、合計して７７．４％という状況です。

いずれにしましても、前回の円卓会議以降、順調に処理を進めてきております。

資料の３－３までは以上になります。

【ＪＥＳＣＯ・小林課長】

資料３－４、３－５に関しまして、安全課の小林から報告させていただきます。

まず、資料３－４、１ポツになります。

前回の監視円卓会議以降、北海道及び室蘭市に報告しましたトラブル事象はゼロ件でありました。

次のページになります。こちらのほう、太枠で囲まれているところが前回監視円卓会議以降に報告いたしました不具合事象及び不具合事象未満の件数となっております。

不具合事象に関しましては、当初、増設、合わせて１１件、不具合事象未満に関しましては、当初、増設、合わせて５件という結果でありました。

次、資料は３－５、令和３年度総合防災訓練の実施結果について報告させていただきます。

こちらは令和４年３月２３日に実施しております。

参加した人員に関しましては、ＪＥＳＣＯ、ＭＥＰＳを合わせて計３５名でした。

こちらの訓練ですが、令和３年の９月に、室蘭市の消防本部と総合防災訓練を計画しておりましたが、コロナの緊急事態宣言がありましたため、中止となりまして、その代わりとして、机上訓練で行っております。

参加した人間に関しましては、自営防災隊の隊長以上の隊員間で行っております。

資料３－５に関しましては、こちらの訓練の状況を写真でご説明しております。

資料３－５までのご説明は以上になります。

【船水座長】
どうもありがとうございました。

【事務局・南部主査】
続いて、北海道庁から、資料３－６と３－７について、こちらも概要だけご説明させていただきます。
こちらは、モニタリング結果と立入検査の状況になります。
まず、資料３－６のモニタリング結果でございますが、前回１２月以前に実施したモニタリングのうち、結果が判明しているものについてご報告させていただいており、今回は、令和３年度全ての結果を掲載しています。
一、二ページ目、前回、ベンゼンについてご質問があったのですけれども、こちらは後ほどご説明させていただきます。データは全ていずれの項目も環境基準をクリアしております。
３ページ目から４ページ目以降につきましては、ＪＥＳＣＯの排出源等の結果になっておりますが、こちら、排気、排水、ボイラーの排ガス、騒音や振動、悪臭、全ていずれも排出管理目標値をクリアしてございます。
続いて、立入検査の状況、資料３－７をご覧ください。
こちらについては、前回最後に報告したものが令和３年１１月２５日の結果となっておりましたので、それ以降に実施した結果を掲載させていただいております。特に指導事項なしとなってございます。
以上、結果の概要でございました。
引き続き、適切なモニタリング及び検査の実施に努めてまいります。
以上です。

【船水座長】
ありがとうございます。
ベンゼンの件は後でご説明いただくということでよろしいですね。
それでは、処理の進捗状況、それから、モニタリングの結果についてご説明いただきました。何かご質問はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

【船水座長】
それでは、その次に進んでもよろしいですか。
議事の（３）を終わりたいと思います。
それでは、議事の４のその他ということですが、私が聞いておりますのは、２件ほど説

明と報告があるというふうなことと思います。

それでは、最初に、輪西地区のベンゼンの濃度のことについて、北海道から説明をお願いします。

【事務局・南部主査】

続いて、北海道庁から、資料４、輪西地区のベンゼンの挙動についてご説明させていただきます。

こちらは、前回の会議において、委員から、輪西地区のベンゼンにつきまして、秋から冬にかけて基準値より高くなるということ、また、そうした事象が起きるということは、風上に発生源があるということ、それを確かめて注意して指導すべきというご意見をいただいたところでございます。

こちらの資料では、輪西地区の季節変動と経年変化、ベンゼンに関する法規制、今後の対応などについてまとめさせていただきました。

まず、季節変動について、表１及び図１をご覧いただければと思います。

こちら、過去３年の測定データを取りまとめたものですが、ご指摘のあった輪西地区に加え、一般環境として測定している白鳥台地区においても、春から夏よりも、秋から冬のほうが、測定値が高いという結果になってございます。

文献なども探して確認してみましたが、道や札幌市の研究機関からは、全道的にベンゼンについては冬季に濃度上昇が見られるというふうな報告がございまして、気象条件等により上昇が見られるという考察がなされてございました。

なお、こちら、白鳥台よりも輪西のほうが測定値の上昇が顕著になってございますが、室蘭におきましては、冬季に西風が卓越するため、その影響で排出施設や国道からの影響を受けていることが一因ではないかと考えてございます。

続いて、長期変動でございますが、図２をご覧ください。

輪西地区では、平成１５年度までは年間平均値の環境基準の超過が見られましたが、その後、徐々に低下し、最近はおおむね横ばい傾向となっているところでございます。

裏面にお進みください。

一番上に書いてございますが、ＪＥＳＣＯによる排ガスのモニタリング結果につきましては、当初施設において、排ガスのベンゼンを測定してございますが、測定を開始した平成２０年度以降、排出管理目標値を超えたことはなく、近年はおおむね測定下限の０．２未満という数字ばかりとなってございます。

続いて、ベンゼンに関する規制でございます。

ベンゼンは、大気汚染防止法に基づく有害大気汚染物質に指定されておりまして、事業者に対しては、状況の把握や排出抑制、地方公共団体に関しましては、調査の実施や情報提供等の努力義務が課されております。

また、ベンゼンは、排出施設に対して、排出抑制基準などが設定されている指定物質と

いうものに指定されているのですが、都道府県知事は、必要に応じて施設の設置者に対して是正勧告を行うことができると、そういった規定がございます。

以上、ここまで、ベンゼンの測定値にかかる季節変動や法規制等についてご説明してまいりました。

委員ご指摘のとおり、秋から冬にかけて上昇する傾向というのは、確かに過去のデータでも確認されてございますが、こちらは、全道的な傾向に加え、輪西地区の気象状況、特に風向きの影響を受けているものと考えております。ただし、先ほど申し上げましたとおり、この濃度上昇はＪＥＳＣＯによるものとは考えてはございません。

長期変動はおおむね横ばいで、環境基準も一応達成できていることから、引き続き監視を継続し、事業者や住民の皆様への情報提供に努めてまいりたいと考えてございます。

資料４については以上です。

【船水座長】

どうもありがとうございました。

丁寧に整理をいただいたかなと思いますが、何かご質問等はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

【船水座長】

そうしますと、もう一つご報告があるのですね。資料５、では、これも道から説明をお願いします。

【事務局・中島課長補佐】

道庁の中島です。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、ＰＣＢ廃棄物処理事業に係る国からの要請と道の回答についてご説明をさせていただきます。

資料５をご覧ください。

はじめに、本日、環境省の神谷課長のご挨拶にもありましたが、国から道への要請の内容についてでございます。

まず、要請をいただいた背景ですが、資料の下のほうの参考の図をご覧いただきたいのですが、ＰＣＢ廃棄物については、このような図のとおりの処理期限等となっておりまして、ＪＥＳＣＯへの処理委託期限である計画的処理完了期限、オレンジ色の期間、真ん中の期間なのですけれども、これが設定されており、変圧器、コンデンサーなどについては、令和４年度末、安定器、汚染物などについては、令和５年度末がその期限とされてきたところです。

しかしながら、全国的に実施された掘り起こし調査の結果、処理量の増加が見込まれて

おり、変圧器等、安定器等ともに期限内の処理完了が難しい状況となったことから、昨年９月に国から北海道をはじめとした関係自治体に対して要請がございました。

その内容は、当初の見込みに含まれない廃棄物などを処理するため、計画的処理完了期限の後に、あらかじめ設定している事業終了準備期間、一番右のほうの水色の期間になるのですが、そこを活用することについて理解と協力を求めるものであり、北海道事業については、変圧器などは少なくとも令和５年度末まで、安定器等は７年度末まで処理を行うものとなっております。

これまでの内容について、前回までの環境省のご説明のとおりでございます。

次に、この要請を受けての道における検討と回答でございます。

道といたしましては、ＰＣＢ処理事業を進めるに当たっては、道民の皆様の安全・安心の確保が重要であるとともに、地元のご理解を得ることが大前提であるものと考えております。

こうした考えに基づき、このたびの要請が現行の国の計画に沿った内容であることに加え、処理量などの見通しの妥当性や安全性について確認するとともに、地元室蘭市の意向などを踏まえ、慎重に検討をさせていただきました。

結果、ここにありますとおり、真ん中の辺り、回答内容というところなのですが、３月２８日に、国に対し、処理の完了時期の再延長を行わないなど、これまで道や室蘭市が提示してきた受入れ条件を遵守するよう改めて求めた上で、要請について了解することを回答したところでございます。

以上、ＰＣＢ廃棄物処理事業に係る国からの要請と道の回答についてご説明させていただきました。

【船水座長】

ありがとうございます。

この件について、何かご質問とかはありますか。

【○○委員】

この表にあるように、当初予定では、令和８年３月３１日までに、ここのＰＣＢ処理が完了して、全ての事業がいわゆる工場の解体も含めて終わるというふうに私は認識していたのですけれども、それを変更するというふうに理解していいのですか。

【船水座長】

どうぞお願いします。

【環境省・神谷課長】

事業終了準備期間、この青色の期間の位置づけでありますけれども、事業を終了するた

めの準備をする期間ということになっています。加えて、掘り起こしとか、処理困難な危機に対応するための言わば予備の処理期間という位置づけがなされておりました。

そういうことでありまして、処理を例外的に延ばしてもいい期間という位置づけがあったということでありまして、それを活用させていただくというのが今回の要請の趣旨であります。

解体撤去が全てこの時期までに終わるという約束は申し上げていなくて、この期間も活用しながら、一日も早く処理を終わり、なおかつ、早期に解体に着手していく、その移行期間というのがこの青い期間の位置づけということになります。

【○○委員】

分かりました。

私の認識では、ほかの事例を聞いていても、大体解体期間は１年以上かかるというふうに聞いていたものですから、そうすると、令和６年ぐらいにはある程度終わっていなければ駄目だなと思っていたのが、こういう形、私は理解していたものだから、今のお話だと、そうではないのだということが分かりました。

昔の話を言っても仕方ないことだけれども、掘り起こしの問題は相当前から我々が主張してきた。やっと軌道に乗ったという段階でこういう状態になったわけですから、もうこれ以上は下がれないわけですよね。

だから、その点でいけば、今やられている努力が十分なのかどうかというのは、もう１回、再検討する必要があるというふうには私は考えています。

【船水座長】

ありがとうございます。

ほかに何かご質問、ご意見等はありますか。

【○○委員】

ＰＣＢの廃棄物をちゃんと出してくれというふうなやつは、各府県でもやっている広告がありますよね。やってくださいと。それで、国は、時間が来てやったら、後は延ばさないのだと。それは自分の責任でやるというふうな書き方をしているわけですが、それは今でも変わりませんか。この期間が終わった後、まだ出さない人がいたというふうな場合は、個人の責任ということでやるわけですか。

【環境省・神谷課長】

令和８年度以降、もし出てきたらどうするかというのは、非常に大事な問題提起だと思っています。

今、取り組んでいるのは、とにかくこの期間までに終わらせられるように関係者の協力

の下、全力で頑張るということだけでございまして、その後どうするかというのは正直決まってございません。

また、その対応というのは国が考えなければいけない課題ということになるのですけれども、今のところはここまで確実に終われるようにやっていくと。何より、今回、北海道からの回答でも、令和７年度までに確実に終わってくださいと言われていますので、それは重く受け止めて対応していきたいと思ってございます。

【○○委員】

国は、個人の責任などかっちり書いてあるのですけれども、だから、そういうふうな、まだ決まっておりませんという言葉が出ると思わなかったのですが。

【環境省・神谷課長】

今のところ高濃度ＰＣＢの処理はＪＥＳＣＯでしかできないと。それをこの期間内に終われるように全力で頑張っていくと、こういうことに取り組んでいくということでやっていきたいと思っております。

【○○委員】

方針が変わったわけですか。それは個人の責任だとはっきり書いてあるのですよ。

【環境省・神谷課長】

それはどこでご覧になったお話かというのがちょっと。

私は、そのように、その後は個人の責任でというのは承知してございません。

【船水座長】

それでは、○○委員、何かご存じだったらお願いします。

私が聞いている件、全国のＰＣＢのこういう処理の方々のときでも、環境省の方の説明どおりの答えをしておられたことを聞きました。ですので、まだ決まっていないというか、今考えているというふうな認識でおりましたので、今、○○委員のご発言がありましたので、何かそういうのが出ているかもしれないのですね。

【○○委員】

罰則もあるでしょう。

【船水座長】

分かりました。ありがとうございます。

ほかは何かございますか。

（「なし」と発言する者あり）

【船水座長】

すみません、３０分遅れてしまうよと言っていたのですが、ご配慮をいただいて短い時間で終わってしまいました。申し訳ありません。もうちょっと前の議事で時間を取ってもよかったですね。すみません。

それで、まとめという意味で、委員の先生方に改めてのお願いです。

今日の議事の２番目に関しては、質問をメインにいただいて、それに対する答えがあった場合でも、またそれについて重ねていろいろ聞くようなプロセスを取ることができませんでした。ですので、同じ質問でも結構です。もう一度きちっと聞きたいというふうなことがありましたら、大変ご面倒ですが、文章でお願いをする、書面で出していただくようなことができればというふうに思います。

それで、次を７月と言っていますが、道の方に伺います。いつぐらいまでに書面で委員の方から出してくださいというのは、おおよその目安でもありましたらお願いします。今決められなかったら、改めて委員の方々にいつぐらいまでにくださいというふうなことをお願いしていただけますか。

【事務局・南部主査】

今、書面でという話がありましたので、私のほうで意見を書く様式を作成しまして、今週中にでも委員の先生にこの様式に書いて送ってくださいという形で送らせていただきます。

その際に、次回の日程等も関わってきますので、回答期限を改めてお知らせさせていただきますので、よろしくお願いします。

【船水座長】

一応、７月とは申し上げてはいますけれども、そんなに時間があるわけでもありませんので、委員の先生方にもちょっとご迷惑をかけるかもしれませんが、書面で質問等、ご面倒をかけますが、よろしくお願いします。

では、そういうお願いをさせていただいたということで、これで議事を終わりにしようと思います。

では、事務局にお返しします。

３．閉　　会

【事務局・中尾課長】

ありがとうございました。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

船水座長、ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、本日は、限られた時間の中で貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

なお、次回監視円卓会議の日程ですが、今、座長からもありましたけれども、本日もいろいろと委員の皆様からご意見を賜りましたし、後日意見を提出していただくことになっております。

大体７月の下旬をめどに福島県に特化した形で開催させていただく方向で調整したいと存じます。日程が決まりましたら、改めてご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で、本日の会議を終了いたします。

以　　上